

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター
2014.12.10発行〈通巻第450号〉400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



特集1／はつりじん肺裁判

- 5年が過ぎたはつりじん肺損害賠償裁判 2
- 第27回・28回弁論報告 4

特集2／職業性胆管がん事件

- SANYO-CYP社と社長を略式起訴 被害者の会、和解合意
国際がん研究機関が原因物質の発がん性評価引き上げ 9
- 韓国から問題を提議する映画「もうひとつの約束」特別上映会開催 ...27
- それぞれのアスベスト禍 その45 古川和子32
- 韓国からのニュース35
- 前線から39
脊髄損傷者の諸問題について学習会を開催 福岡／急ピッチの緊急
作業時被ばく規制検討 原子力規制委員会が100を250に？
- 2014年冬期カンパへのご協力をお願い43

10月の新聞記事から／41
表紙／映画「もうひとつの約束」キム・テユン監督(前列左から2人目)と
ファン・サンギさん(3人目)を囲んで(11月15日大阪)

'14 11・12

5年が過ぎたはつりじん肺損害賠償裁判

この12月ではつりじん肺訴訟も6年目を迎える。各原告の忍耐の甲斐もあり、ようやく本人尋問も始まった。

15名の原告で始めた訴訟であるが、5年という年月は、じん肺や合併症の増悪を引き起こすのに十分な期間である。2012年2月には、原告の一人村上武徳さんが亡くなってしまった。各原告としてはできるだけ早期解決を求めているが、未だ審理は緒に就いたばかりという見解もある。

訴訟の進行や論点も重要だが、5年の節目にもう一度はつりじん肺訴訟の意義を振り返ってみたい。

「はつり」とは何か

本件訴訟にかかわって、はじめて「はつり」という言葉を知った。「はつり、って大阪弁やんなあ？」と傍聴に来ていただいた方に尋ねられたことがあるが、これまでまったく聞いたことがなかった。

試しに講談社の『大阪ことば辞典』を引いてみると、「ハツル（動） 削り取る。少しずつ取る。」と書かれており、また『上方語源辞典』には、上代副詞の「はつはつに（わずかに）」の語根「はつ」を活用させた語であろう、と語源が紹介されている。コンクリートや岩石をノミとハンマーで少しずつ削っていく作業は、「ちょっとここ、ハツツといてんか」という言葉とともに

徐々に新たな意味をもたせて社会に広がっていったのかもしれない。

もともと、現代のはつり作業はエア工具を用いてコンクリートを豪快に粉砕していく。大きな音をたて、大量の粉じんを浴び、体を傷めながら作業をするのがはつり工である。少しずつ削られているのはコンクリートではなく、作業に従事する者の命や健康ではないかと思う。

はつりじん肺の責任

じん肺は、長年の粉じんばく露によって発症する疾病である。一つの会社でのみ粉じん作業に従事し、じん肺に罹患したのであれば、働いていた会社に責任を追及することになるが、はつり工の場合はそう簡単ではない。

まず、賃金は月給や週給だとしても、基本的には日雇いである。親方のもとから、様々な現場に出向いていく。一つの現場に長く入ることもあるが、毎日異なる場合もある。運が悪いと仕事にあぶれてしまうこともあり、そのようなときは別の親方を頼ることもある。

このような働き方で、40年前や30年前の現場について、いつ、どこで働いたということを明らかにするのは非常に難しい。

次に、はつり作業には目立った特徴が

ない。今、そこに存在するものを削ってなくすのだから、作業の跡は残らないのである。多少残る場合も、あとから左官が仕上げをするなど跡を見えなくしてしまう。作業をしたという建物の外観から、はつった跡というものはず分らない。見えないのは作業の痕跡だけではなく、はつり費用も工事予算からも見えてこない。工程どおりに工事が進むと仮定すれば、不要なもの、はつり取らなくてはならないものが発生することはないため、予算に計上されていないのである。

現場によっては協力業者一覧に、はつり業者が載っていないこともある。ほこりがひどくてはつり工の姿が見えなかった、などと冗談を言っているのではない。あれほど大きな音と大量のほこりをたて、一番目立っていたはずのはつり工は、「工程どおりに工事が施工されているので、はつり作業はほとんどなかった」と、元請ゼネコンにとってみればいなかったことになっているのである。

このような環境で、じん肺罹患に対する損害賠償を提起した意義は、原告の一人が常に口にする「被害者がここにおるのに、加害者はおらんなんてことがあるか」という言葉のとおりである。誰が加害者かといえば、原告らが入場したすべての現場を管理していた元請ゼネコンではないだろうか。被告がはつり工の姿をきちんと見てこなかったのであれば、「俺は間違いなくこの現場にいたのだ」とそれぞれが声を振り絞って訴えていくしかない。

問われるゼネコンの姿勢

原則的に、最終粉じん事業場から事業主証明を受けることで、じん肺患者の療養や休業が認められるようになる。最終粉じん事業場というのは、最後に入場した現場であるため、療養に入る直前に働いた現場ということになる。

建設業の場合、現場に入場させた親方が証明するのではなく、その現場を統括する元請が証明をしなくてはならない。しかし、元請に証明を求めてもそのほとんどが拒まれてしまう。じん肺を指摘され療養に入った被災者に対し、ゼネコンは「当社が最終現場であるとの確認ができない」と判で押したように回答するのである。極端な例では、夜勤明けでそのまま病院に行き、じん肺と合併症でその日から休業しているにもかかわらず事業主証明が拒まれたこともある。

労災隠しが常態化しているものだから、ゼネコンに直接事業主証明を求めると、世話になった親方までが動揺し、慌てて給付請求を取り下げさせようとする。応援仕事で、普段は関わりのない元請の現場が最終粉じん職場となれば、ちょっとしたパニッ



クに発展する。元請から調査指示を受けた1次下請が動き出すと、3次下請が「監督署が来たやんか!」とはつり屋に文句を言う。2次下請は「ワシが仲に入りますから」と3次下請のおかみさんをなだめ、当のはつり工は「えらいことをしてしまった」と青ざめるのである。このような騒ぎになると、たいていの人には慎ましやかに生きているので、人に迷惑をかけないように自ら身を引いてしまうだろう。

これではなかなか被害労働者の救済につながらない。はつりじん肺訴訟を契機に、ゼネコンが少しでもこの実態を改善してくれればと都合のよいことも考えてみるが、むしろ逆効果であった。さらに副産物として、少しでもじん肺所見がある職人は、現場から徹底的に排除されるようになってしまったのである。

被害はこれ以上拡大されないか

平成20年度から24年度にかけて実施された第7次粉じん障害防止計画において、大阪労働局は重点項目として建設業のはつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策を掲げた。

具体的には、

- (1) 粉じん発生源に対する措置の徹底等
粉じんが発生しないように水撒きをしたり、湿式工具を用いる。また、換気装置を備える。
- (2) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
防じんマスクの着用の仕方を指導する担当者を決めて、着用指導をする
- (3) 健康管理対策の推進
じん肺健康診断を受けさせて、じん肺の悪化した職人を配置転換させる
- (4) 元請事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

となっておりかなり基本的なことが書かれている。しかし、これすら徹底されている状況とは思えない。作業現場を覗いてみると、防じんマスクの着用が徹底されているとは思えないし、屋外作業をしている人々を見てみると、マスクをしていない者の方が多い。「今は防じんマスクもきちんとしているのですが、今後じん肺になる人はいなくなるのではないか」という意見を聞くこともあるが、被害がなくなることはないだろう。

第27回・28回弁論報告

小橋川さんの本人尋問

小橋川三郎さんは物静かな性格で、あ

まり多くを語る人ではない。田舎のお土産などを持ってきてくれるときも「これ」とだけ言って差し出し、お礼を伝えると照れたように「いや」と首をふって帰っていく。

この小橋川さんが、はつりじん肺訴訟の中で相当の怒りを示したことがある。

ある日、小橋川さんが「失礼なことを聞かれたら、ケンカしてもいいのか？」と尋ねてきた。被告の書面中に、「屋外作業であれば風通しがよいからほこりを吸わない」という表現があったことに憤慨したのである。「だったら、一度チッパーを持って作業してみろ、と言ってやるのに」と続ける。

小橋川さんのじん肺もかなり進行している。病院の行き帰りに地下鉄の駅構内でしゃがんで痰を吐き続けているところを見かけることもある。普段からも呼吸が苦しそうで、長時間の尋問に耐えられるのか少し心配である。

小橋川さんの尋問は、主尋問 40 分に対し反対尋問は 5 社 3 時間 25 分が予定された。前回、安里さんに対して 11 社から尋問が行われたことに比べれば被告の数は約半分だが、時間はそれほど変わらない。

午前 10 時過ぎに主尋問が始まったが、被告数が 5 社というせいか、傍聴人の数も少なく、また被告席に座っている代理人も少ない。よく見ると、反対尋問を行う予定の竹中工務店の代理人すら来ていない始末である。

主尋問では、防じんマスクの着用方法から目詰まりしたフィルタの処理方法まで、マスクに関して詳しく質問された。小橋川さんを担当している友弘弁護士は、防じんマスクに精通しており、総論においても保護具に関する書面を作成している。この友弘弁護士による主尋問で、原告らの作業中

のマスク着用が不完全なものであり、元請ゼネコンが粉じんばく露の防止に消極的であったことを明らかにすることができた。

反対尋問は村本建設から始まり、続いて大林組が尋問を行う。この 2 社はすでに何度も反対尋問を行ってきているので、今回は尋問内容を少し変えてきた。村本建設からは、はつり作業中に粉じんが発生することで目先が利かなくなるのであれば、水を撒いてほこりがたたないようにしたはずという質問が新たに出され、大林組からは新規入場の際に保護具の着用指導が行われたらろうという質問が出された。いずれも実態と大きく異なる質問であり、小橋川さんは即座に否定した。もう少し作業現場に関する主張が実態に即したものであれば議論が進むが、もともとはつり工の作業中は現場に粉じんが立ち込めており、そこには現場監督も近寄らない。結局、この裁判では、作業現場の状態については話ができるのは原告以外にいないのである。

午後に入って竹中工務店がようやく出廷する。長時間の尋問が予定されているとはいえ、主尋問を聞かないまま反対尋問に臨むなどということは普段からあるのだろうか。「竹中工務店の代理人は嫌な質問の仕方をしない」と各原告は評価しているが、聞き方は穏やかでも質問の中身は厳しい。西松建設のように手抜きをすることはないと思っただけに、今回は意外な遅刻である。質問内容も主尋問における回答を引き合いに出すこともなく、淡々と質問を続けて予定時間前に終了した。

残る三井住友建設、大林道路、川崎重

工は小橋川さん以外に原告が対応しない被告である。各社、今日が最初で最後の出番であり、張り切って尋問を行う。三井住友建設は書証で提示した請負代金にまで触れて、その金額の安さから作業日数がそれほど多くないのではないかと、と質問をする。小橋川さんは「おウチははつるだけだから、金のことは知らない」と冷静に返す。ある現場について、外壁がPC板だからサッシ枠の調整はつりはない、と切り込んできたところに、場所を特定して反論する。普段の無口な小橋川さんとは人が変わったように雄弁かつ論理的に反論しているので、被告代理人もそれ以上突っ込めない。

今回の尋問では、小橋川さんが普段使っている単語をそのまま使ったことが良かったと思う。「所属はつり会社」や「ゼネコン」、「元請」などは原告にはなじみのない言葉であり、イエ、クミ、ミセなどの単語に置き換えられる。担当する友弘弁護士はこの特徴を把握し、小橋川さんが、自然に話ができるように工夫してくれた。普段のコミュニケーションの良さが功を奏したに違いない。

新垣さんの本人尋問

小橋川さんの尋問が終って2週間後には、新垣実さんと山田裕二さんの尋問期日がやってきた。期日のたびに欠かさず送っていた傍聴案内を今回は送り忘れたこともあり、10時の開廷時には2名の傍聴者しかいなかった。新垣さんは顔が広く、黙っていても随分と人が集まるのではないかと

思っていたが、迂闊であった。

新垣さんも重度の難聴を抱えている。耳が悪いというと、音が聞こえないものだと考えて大声で話しかけてしまうが、大きければよいという問題ではない。大声を出しても、新垣さんによると、「音は聞こえるが、司令塔まで届かない」と言う。つまり、音はしているが意味のない音が響いているに過ぎないというのである。補聴器を付ければ改善されるというものでもなく、調整を上手にしないとむしろ余計な音を拾ってしまい、かえって不快を覚えるらしい。

両耳に補聴器を付けて「これでいけるやろう」と言う新垣さんだが、質問が分からなかったらきちんと聞き直してくれるだろうか。

11月6日、山田さんと並んで宣誓をしたのち、主尋問を行う川端弁護士の立ち位置、質問のトーン、声の大きさを調整して尋問を始める。

このように主尋問では新垣さんの耳に配慮できるが、問題は反対尋問である。新垣さんは被告6社を相手にすることが予定されており、それぞれ代理人1名ないし2名が尋問を行う。今回、最初に反対尋問を行う飛鳥建設は、今まで尋問を行ったことがないことからどのような代理人が質問を行うのかまったくわからない。

ありがたいことに飛鳥建設の尋問は聞きやすく、本人も障害を感じることなく進められた。質問内容も総論部分がほとんどで、個別の作業現場についても厳しい追及がされたわけではない。残り5社についても、藤木工務店を除けばすでに何度か登

場している会社ばかりなので、難聴に対する配慮もしてもらえるだろう。実際、難敵大林組も新垣さんに関係のない現場監督の陳述書に基づく質問を繰り返して無駄に時間を費やし、初登場の藤木工務店も尋問する方が緊張していたくらいであった。残りは現場数も少ない鹿島建設、竹中工務店、大成建設である。

それほど時間もかからないし、波乱なく終了するだろうと楽観視していたが、新垣さんに対する尋問は他の原告と比べてずいぶんと厳しい。鹿島建設の代理人は、丸っこい体形に笑顔を絶やさず、徳田さんに対しては「私も徳田って言うんですよ、名前一緒ですね」と出だして挨拶をするような人物である。新垣さんについても、現場に入場したことまで調査をして確認しているため、各現場の粉じんばく露状況程度の質問で終わるのではないかと予想していた。ところが、新垣さんに対しては現場毎に作業時期を尋ね、回答が作業現場をリスト化した別表や、陳述書の記載内容から外れると厳しく指摘した。終了後、新垣さんが「あんなに次から次へと作業時期を聞かれると何が何だか分からなくなる」と言っていたが、聞き方も影響したに違いない。

雰囲気がいつもと違うのは竹中工務店も同じで、ある現場について「こちらはかなり前から現場の認否を行っているのに、否定された現場について、あなたから追加の主張が一切ない。なぜですか！」と非難された。原告にとってみれば40年以上も前に入場した現場で、資料を集めにくい。もっとも、新垣さんも負けていた訳ではな

い。執拗な追及にも、「その現場で作業したことは間違いない」とはっきり答え、覚えていることは余すところなく伝えきったと思う。

山田さんの本人尋問

最後に西松建設が出廷したのはいつだったのか、もはやすべての関係者が分からなくなってしまった。現裁判長はおろか、おそらく両陪席にとっても初顔合わせである。今まで西松建設から提出された書類は就労認否書というタイトルのついた書類だけで、今まで一切主張もしていなければ書証も出していない。

とはいえ、西松建設は年中訴訟を抱えているだけではなく、トンネルじん肺訴訟の経験もあり、我々の見当もつかない、とんでもない隠し球を持っているのかもしれない。山田さんも自身の主張を裏付けるべく、現場監督の名刺や当時の現場写真を書証として提出したほか、入場した日や作業内容の特定に努めてきたことで、現場に入場したことが否定されることはおそくない。それでも何も主張してこない西松建設は不気味でしょうがないのである。

当日、主尋問が終了し、反対尋問に入る際、西松建設の代理人が「弾劾証拠を提出します！」と勢いよく席を立ち、裁判官に向かった。弾劾証拠というのは、簡単に言えば主尋問で山田さんが証言した内容が嘘だという証拠である。それが9件も提出されたのだから、原告にとってかなり不利になってしまう。いよいよ、数年間に及

ぶ西松建設の沈黙の意味が明らかになるときが来たのだと山田さんも身構える。担当の七堂弁護士も写しを受けとり、隣の村川弁護士と証拠を検討する。いったい、どのような証拠なのだろうか。

一通り目を通した七堂弁護士が、「これのどこが弾劾証拠なんですか？」と尋ねた。この問いに対し、山田さんがじん肺教育を受け、西松建設から防じんマスクの支給を受けていたということ立証すると西松建設の代理人はいう。ところが実際に出された証拠に、山田さんに直接関連するものは1つだけ、それもある現場の山田さんが署名した新規入場者アンケートだけであった。あとは西松建設が発行した冊子や書類のようである。

これだけで山田さんがどの現場でも安全衛生教育を受け、さらに防じんマスクまで支給されていた証拠とするにはあまりに乱暴である。西松建設の代理人が得意そうに立証趣旨の説明を終える頃にはこれらの証拠は原告弁護団を一巡りし、原告弁護団の面々は、こんなものが弾劾証拠と呼べるか、と口々に非難した。

山田さんに対応する被告は2社であり、被告席には2人が座っているだけである。一人は竹中工務店の代理人である私の梅山弁護士だが、おかしいやないか、真面目にやれ、と原告弁護団から集中砲火を浴びる西松建設代理人の五百田弁護士が助けを求めようにも、下を向いて笑いを堪えるばかりで助けてくれない。のんびり屋の裁判長まで、「これを弾劾証拠と言うと、原告さんの仰るように弾劾証拠の範囲を超えてい

ると言えばそうなるような」とたしなめる。傍聴席で高みの見物を決め込んでいた大林組や飛鳥建設の若い代理人にいたっては、次に何が起こるのか期待に顔を輝かせて前に乗り出す始末である。

プレッシャーに耐えられなかったのは山田さんではなく、五百田弁護士だった。なんとか反対尋問をスタートしたが、折角用意した弾劾証拠も、最初に山田さんの署名入り新規入場アンケートを提示し、山田さんから「これは私の字だね」という証言を取ったところがピークだった。次に西松建設発行の安全のしおりを、「これも見たことがあるだろう」と示したが、山田さんに「見たことがない」と言われて大人しく引き下がってしまう。そのあといくつか現場に関する質問をしている途中、唐突に「終わります」と終了してしまう。被告席に戻った五百田弁護士は文字通り口をぽかんと空けて放心状態でしばらく座っていた。竹中工務店の梅山弁護士が自身の尋問中に声をかけなかったら、閉廷後もそのまま座っていたかもしれない。

こんなにも盛り上がった尋問は今までになく、もっと大勢の方に傍聴に来ていただきたかった。傍聴案内を送り忘れたことが返す返す悔やまれる。

◆証人尋問予定

12月11日(木) 13時15分～

矢野 寛さん

来年1月22日(木) 13時15分～

植田 勇さん

いずれも 大阪地裁大法廷(202号法廷)

SANYO-CYP 社と社長を略式起訴 被害者の会、和解合意

国際がん研究機関が原因物質の発がん性評価引き上げ

片岡 明彦

関西労働者安全センター / SANYO-CYP 胆管がん被害者の会

校正印刷会社 SANYO - CYP (サンヨーシーワイピー、以下 S 社) に発生した胆管がん多発事件に端を発した職業性胆管がん問題は、S 社の 17 名を含め、全国で 35 名が労災認定されるに及んだ。

印刷業をはじめとする同種作業の健康障害防止対策を強化する行政通達が出され、主要な原因物質の 1,2-ジクロロプロパンについては特定化学物質障害予防規則の対象物質とされた (2013 年 10 月 1 日施行、ただし 1 年間の経過措置つき)。

1,2-ジクロロプロパンについては、国際がん研究機関 (IARC) が、発がん分類をグループ 3 からグループ 1 に一気に引き上げ、ジクロロメタンについてもグループ 2 B からグループ 2 A に引き上げた (2014 年 6 月)。国内の日本産業衛生学会は 1,2-ジクロロプロパンを第 1 群に分類し (2014 年 5 月)、第 2 群 B のジクロロプロパンの再評価を行っている。

化学物質規制全般についても、リスクアセスメントを義務づける労働安全衛生法改正が、2014 年 6 月に公布された (2016 年 8 月までに施行予定)。

一方、この間の動きとしては、S 社と社長に対する労働安全衛生法違反に対する刑事処分が行われ、SANYO - CYP 胆管がん被害者の会 (以下、被害者の会) と S 社との和解合意が成立、厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」による労災認定が少しずつ進んでいる。

以下にそれらを報告する。

たいへん悲惨な結果をもたらした職業性胆管がん事件は、一定の良い方向への変化を生んだ。

しかし、韓国のサムソン半導体工場等における白血病等健康障害多発事件をはじめ、起こり続ける国内外における化学物質による健康障害事件は、予防・補償の両面においてやるべき課題が多くあることを私たちに突きつけている。

なお、稿末に「職業性胆管がん問題、SANYO - CYP 事件の経過」をまとめたので、以下の記述の参考にされたい。

会社と社長に罰金各 50 万円

2014年10月16日、大阪区検察庁は、S社と同社山村直恵社長を労働安全衛生法違反で大阪簡易裁判所に略式起訴した。労働安全衛生法違反（産業医未選任、衛生管理者未選任、衛生委員会未設置）によるもの。社長らは、10月21日に罰金各50万円を支払った。

報道によれば、検察は、業務上過失致死罪の適用について検討したが「S社が胆管がん発症を予見できたことを立証するのは困難」として立件しなかった一方で、結果の重大性を考慮して、いわば形式犯であり、S社が行政指導に対してすぐに従ったところの、上記労働安全衛生法違反について略式起訴として処分した、ということだ。

17名労災認定うち9名死亡（表1）というきわめて深刻な被害を一方的に受けた被害者の立場からは、なんとも腹立たしく、納得ができないというほかない。

ただ、通常形式犯として行政指導が繰り返されるだけの違反行為に、最大限ともいえる処罰がなされたことの意味は、決して小さいとはいえない。

安易ともいえる行政指導では、重大な結果を招きかねないのだという厳しい警告。

会社はもちろんだが、労働基準監督行政がこの刑事処分をどのように受け止め、監督行政の改善を図るのかを注視したい。

なお、被害者の会は略式起訴を受けて、

表1 【SANYO-CYP社】における胆管がん被害状況（2014年10月末現在）

番号	被害者 (英字は故人)	生年	就業期間	発症年 (診断)	死亡(年齢)等
1	A	1962	1985～1998	1996	2004(41)
2△	B	1963?	80年代～1998	1997	1998(35?) 在職死亡
3	C	1969	1988～1996	1999	2000(31)
4	D	1978	1996～2005	2003	2005(27) 在職死亡
5	E	1969	1989～2006	2004	2006(37) 在職死亡
6	F	1961	1988～1998	2006	2007(46)
7	①在職	1967	1994～	2007	
8	②	1969	1988～1999	2007	
9	G	1969	1994～2004	2009	2010(40)
10	H	1969	1989～2000	2009	2013/1/19(43)
11	③	1978	1997～2012	2010	
12	④在職	1971	1999～	2010	
13	I	1968	1992～	2012	2013/5(44) 在職死亡
14△	⑤在職	1974	1993～	2012	
15△	⑥在職	1973	1999～	2012	
16	⑦	1981	2000～2006	2012	2012/11 手術
17	⑧	1978	1997～2003	2012	2013/1 手術

△…SANYO-CYP 胆管がん被害者の会に参加していない

次のコメントを出した。

- ① 今回の労働安全衛生法違反（産業医未選任など3点）による略式起訴は、通常は行政指導にとどまるこのような違反行為に対して、行政指導にとどまらない法的処分を行うという前例となり、巷間、労働安全衛生法が軽視され、この種の違反行為が常態化していることに厳しい警鐘を鳴らすものであると評価できる。
- ② しかしながら、胆管がん17名発症、うち9名死亡という事件の重大さを前にして、業務上過失致死罪の適用が見送られ、労働安全衛生法違反による罰金の「微罪」で済んでしまうという点は、社会常識の点から、被害者感情の点から、また、同種違反企業への抑止効果としてはきわめて不十分である点から考えても、法制度上に大きな欠陥があるといわざるを得ず、きわめて問題である。
- ③ 今後の同種事件の再発を防ぐためには、労働安全衛生法の違反に対する重罰化、事件責任者を厳しく処罰することを容易にする新たな法の制定が不可欠である。
- ④ また、本事件のベースには、SANYO - CYP社が創業当初から労働安全衛生法を無視した操業を行っていたことがあり、それによる幾多の労働安全衛生法違反を労働行政（大阪労働局、大阪中央労働基準監督署）が見逃してきたと考えられる。検察の処分については結論が出たが、そのことは、本事件の一部を構成する要素に過ぎない。より重要なのは、日常的な規制権限を行使する立場の労働行政が、SANYO - CYP社にどのような対応をしてきたのか、ということである。この点での検証がなされ、結果が明らかにされる必要があることを、この際申し添える。

和解合意書を締結

被害者の方々が関西労働者安全センター事務所で初めて全体会合をもったのは、2012年11月18日。厚生労働省が労災認定の結論を出す5か月前のことだった（以下、23頁「事件の経過」参照）。

労災請求後の動向や労働基準監督署の対応、各被害者の状況などの報告、情報交換を主としてはじめた集まりは、2013年3月の労災認定を受けて、会社との話し合いを前提とした、2013年4月7日の被害者の会結成へと至った。

厚生労働省がS社16名の業務上認定を一括して行った（労災請求が遅かった1名（野内豊伸氏）の認定は5月にずれ込んだ）2013年3月27日の翌28日、S社は報道陣を前に謝罪会見を行った。

4月に入り、S社への家宅捜索のあとで、S社から筆者に電話があった。

「被害者の一部の方から、窓口は片岡だと聞いて連絡した」との話だったが、はじめ「被害者だけを相手に説明会をやりたい」ということであつたがこれはお断りし、結局、筆者と被害者が全幅の信頼を寄せる熊谷信二産業医科大学准教授（現・教授）が同席して、2013年4月21日にS社との第1回目の話し合いが行われた。

以後の詳細な話し合いの内容はここでは省略するが、被害者の会からの質問、問題提起に社長ら会社側が回答するというかたちで回を重ねた。現場社員が使用している有機溶剤が問題ではないかという指摘を

していたではないかなどの社長への質問に対して、山村社長が「記憶にない」という場面が多かったため、被害者の会の不満、不信が募る展開となった。

そんななかでS社側からは、使用していた薬剤の伝票の一部、被害者の会参加者の検診記録などの一部資料が開示・提供され、多くの被害者が発症前からすでに肝機能異常を起こしていたことが判明したりするなど、新たな重要事実も判明した。

2013年7月28日の第3回話し合いには、胆管がんを発症した管理職2名が出席し、彼らも社長に対して「使用薬剤が原因ではないか」との進言をしたことがあったが、社長が取り合わなかったとの趣旨を述べた。

事実関係をめぐっての説明と話し合いを進めるなかで、被害に対する責任の内容についてS社は、法律上の民事責任は認められないとしながら「労災補償とは別に補償を実施する」としたことを受けて、補償内容に関する交渉を進めた。

その結果、2014年9月25日付で合意書が締結され、10月22日に被害者の会、S社が同時に別々に記者会見を行い、合意に至ったことを公表した。

和解合意書の一部は秘密条項となったが、記者会見において記者からの質問があったため、補償額については、S社が被害者の会不参加3名について先行して和解したことを公表した水準（死亡1,000万円、療養中400万円ただし胆管がん死亡時に差額600万円）を上回る額を一律に支払うなど内容となったこと回答した

（和解合意書、覚書の通り）。

交渉途中には、被害者の会に対してもこの先行和解水準の提案があったが、これを拒否して交渉を継続した。

当時、被害者の会と音信不通だったIさんの遺族から被害者の会に連絡があったのが、この補償提案と先行和解報道があった直後の頃だった。

S社はIさんの遺族にこの提案をしに、Iさんの郷里まで来たそうで、その話や話しぶりに大きな不信をもった遺族から筆者に電話が入った。すぐにお会いしてこれまでの経緯を説明、Iさんの遺族も被害者の会に参加することになったのが、2013年10月だった。このとき「絶対、許せない」と声を詰まらせ、涙を流したご遺族の姿を忘れることができない。Iさんの遺族は、10月22日の会見にも出席し、肉親が胆管がんて逝くのを見送るしかなかった無念を涙ながらに語られ、この事件がいかに重大なものだったかをあらためて教えてくれたのだった。

様々なことがあったが最終的に今回の和解合意を勝ち取れた最大の要因は、言うまでもなく被害者の会の団結にあった。

以下は、和解合意書、覚書、和解にあたっての被害者の会のコメントである。

.....

和解合意書

株式会社サンヨー・シーウィピー（以下「甲」という）及び同社代表取締役山村直恵（以下「乙」という）と別表「当事者」欄記載の被害者及び遺族ら（以下「丙ら」という）とは、別表「被

害者」欄記載の従業員ら14名が甲に勤務し、その作業中に使用した化学物質を曝露したことにより胆管がんを発症し、そのうち8名が死亡した件（以下「本件」という）について、下記のとおり合意したので、本和解合意書を締結する。

記

- 1 甲及び乙は、丙らに対し、本件被害を発生させた責任を認め、心から謝罪するとともに、同様の被害が二度と発生することのないよう安全対策を講じることを確約する。
- 2～5 <守秘義務適用条項につき非公表>
- 6 甲は、今後、現在の従業員や退職した従業員に胆管がんの発生があったことを知ったときは、その事実を丙らで構成する被害者の会（事務局：関西労働者安全センター）に連絡するとともにこれを公表する。
- 7 甲は、前項の場合、当該従業員の労災申請手続きについて誠実に協力し、補償については本和解合意書の補償水準を下回らないよう最大限の努力を行う。
- 8 甲は、本件被害の原因究明について大きく貢献した熊谷信二産業医科大学教授の調査・研究に対し、今後もできる限りの協力を行う。
- 9 甲及び乙と丙らとは、本和解合意書に関する事項その他本件に関する事項について、相手方から協議の求めがあったときは、互いに誠意をもって話し合い解決をはかるものとする。その場合には、丙らの交渉窓口は被害者の会が行うものとする。
- 10 甲及び乙と丙らは、甲と丙らとの間及び乙と丙らとの間には、本件に関し、本和解合意書に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2014年9月25日

（甲・乙）代理人弁護士 浅井隆
（丙ら）代理人弁護士 位田浩

覚書

株式会社サンヨー・シーウィピー（以下「会社」という）及び同社代表取締役山村直恵（会社と併せて以下、「会社他」という）代理人弁護士浅井隆と別表「当事者」欄記載者代理人弁護士位田浩とは、2014年9月25日付和解合意書（以下、単に和解合意書という）締結にあたり、次のとおり補足と確認をすることを、合意する（以下、本書を「本覚書」という）。

1. 責任等の趣旨

和解合意書1項の「責任」は、文字通りの意味であり、双方は、民事責任や道義的責任など、その意味を拡大的又は限定的に解釈しない。同2項及び別表の「損害賠償金」は、会社他にとっては補償金の趣旨となる。

2. 6項の条件

同項は、和解合意書の当事者以外の（現在の、退職した）従業員個人的意思・プライバシーの問題なので、会社は、同項を履行する前提として、同項の「発生があったことを知ったとき」、（現在の、退職した）当該従業員若しくはその相続人（以下、「本人ら」という）に対し、同項を履行することが本人らの意思に反しないことを確認する。その際、「被害者の会」の連絡先、会社他と「被害者の会」との話し合いにより同項を含む和解が円満にまとまった関係であることを、よく説明する。その上で、本人らの意思に反するときは、同項は適用除外とする。

3. 8項について

第8項の「調査・研究」に対する会社の協力は、和解合意書の当事者に関する限りのものとする。協力の具体的内容は、熊谷教授と

会社代理人弁護士浅井隆との間で、今後協議するものとする。

4. 守秘義務

双方は、和解合意書のうち第2項ないし第5.項及び別表の内容については、会社と代表者が連帯し、過去の和解水準を尊重しながら、今後の事業遂行に支障を及ぼさないことを十分に考慮した金額を支払う内容で全面的かつ円満なる和解が成立したことを除き、第三者に口外せず（ただし、第三者より過去の和解水準との関係を質問されたときは、今後の事業遂行に支障を及ぼさない範囲で一定の上積みをした旨の限りでの説明を可とする）、厳格に秘密として保持する。双方の代理人は、これらの内容が第三者に漏れたときは会社の運営や2年後の分割金の支払に生じる可能性があることを、和解当事者に十分に説明し、守秘義務の履行の徹底を図るものとする。

<以下、略>

当会と株式会社 SANYO - CYP 社・同社山村直恵社長との和解合意にあたって

2014年10月22日

SANYO - CYP 胆管がん被害者の会

- 1) まず、これまで、私たちを励まし、支援していただいたすべての皆様に心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。
- 2) 和解合意の内容は、守秘事項のほかは、別紙のとおりとなります。
- 3) 当会は、SANYO - CYP 社と2013年4月21日以降、話し合いを行い、その中で、今回の胆管がん17名発症、うち9名死亡というきわめて重大かつ悲惨な本事件に関する説明や釈明を受け、これに対する疑問、質問を行いました。その中では、明らかになったこと、

明らかにならなかったこと、様々な事柄がありました。

- 4) しかしながら、会社・社長より被害を発生させたことに対して謝罪がなされたことは評価に値すると思われました。
- 5) 当会は、現在闘病中の6名、死亡8名の遺族によって構成されています。いずれも若くして胆管がんを発症し、死亡した者であることから、会社との話し合いによる早期の解決を目指して、団結して、ことにあたってきました。重要事項である補償についても、話し合い、折衝を重ね、その結果、今般和解内容による解決を行うことを総意として決断しました。
- 6) 和解内容は守秘事項によりすべては明らかにできませんが、諸般の事情を考慮して、現実的解決として受け入れられると判断したものです。これまでの話し合いの経過を踏まえれば、当会としては、団結してことにあたることによって勝ち得た大きな成果であると考えています。
- 7) 和解内容には、胆管がん問題の今後に関わる点も盛り込まれています。新たな発症も懸念されるころでもありますし、当会としては今後も存続して、闘病中の患者へのサポートをはじめとした胆管がんをめぐる緒問題に対応していくことにしています。
- 8) また、SANYO - CYP 社以外における、胆管がん労災認定件数がすでに相当数にのぼっていることは、この問題とそれを引き起こした背景が、SANYO - CYP 社に特殊に存在したのではなく一般的に存在していたことを示しています。したがって、同種事件の再発防止対策は、SANYO - CYP 社のみならず、全国的に徹底をされなければなりません。行政による対策強化が今後着実に実行されるべきです。労働行政当局による指導、監督がなされ

ていなかったことが、今回の事件の第2原因であったことは明白です。この際、労働行政当局における猛省と過去の検証を要求したいと考えます。

9) たいへん悲惨で不幸な事件に、私たちは遭

遇してしまいました。今回、会社と和解合意に至りましたが、本事件を社会のすべての皆様が記憶に止め、職場の安全衛生対策向上に不断的努力を行われるように強く希望するものです。

胆管がん 和解「やっと」



和解合意の意思を話し、被害者の本田眞吾さん(左)。右は、岡田浩一さんの母佐々子さん(右)と大阪府中央労災センター職員(右)。

印刷会社各被害者に100万円超

従業員17人胆管がんを発症し、9人が死亡した大阪市の印刷会社「SANYO」の労災事件で、被害者の会社SANYOは22日、大阪市内でそれぞれ記者会見し、同社が被害1人当たり1千万円超の補償を支払う和解の合意内容を明らかにした。一連の問題の「全面解決」を強調する会社側に対し、被害者の表情は終始硬かった。

遺族「国よ、しっかり取り締まって」

補償交渉は昨年4月から計7回行われ、今年6月に合意した。被害者17人のうち3人(1人死)は、死亡者の遺族に1千万円、患者に各400万円を、先に合意して先に支払う。残り14人(8人死)については、被害者の生

責任を認め、謝罪すると、も再発防止策を講じた。被害者の会を支援し、関西労働安全センターの片岡副事務局長は「闘争が労働安全衛生法違反罪中の被害者も早期解決を目指した」と話した。SANYOの山内社長は「JALも明らかになった」と話した。

胆管がん労災事件
印刷部門に在籍した約90人のうち17人が胆管がんを発症

12年3月に元従業員が労災申請して発覚した。厚労省が胆管がんの原因を推した化学物質「1,2-ジクロロベンゼン」(1,2-DCB)を念頭に追及してきている。

「国にお願したい、こんな会社をさらけ出すことがないよう、しっかり取り締まってほしい」。大阪市内であった被害者の会の会見で、在職中の昨年5月23日に45歳亡くなった男性の姉50は訴えた。

2011年の健康診断で肝機能の悪化がみられ、翌年胆管がんと診断。余命3.9月と告げられた。男性が亡くなる前日、入院先の九州の病院を訪れた山村氏に、姉は問った。「頭が痛い、気分が悪い、喉が乾く、苦痛を申し立てた従業員はなかったか、それらを伺っていました」

なかつたのか。丸太純司は「本田さんは、印刷機の洗浄に使う有機溶剤が原因で、返ってきた苦しさは取り返せません。定められた基準にのっとってやっていたんです。」「一瞬にわたるために会社にいったのに、00年に入社した本田眞吾さん33は6年後、飲酒の習慣がないのに健康診断で肝機能障害がみつかった。社内では胆管がんの死に者が相次いで、一度と被害者を出さないで、」

「9年前に診断され、肝臓の3分の2を切除した。今も抗がん剤治療を受ける。」「会社の中でおかしなところがいっぱいあった。二度と被害者を出さないで、」

「厚労省化学物質対策課によっても、化学物質が絡む過去10年ほどの労災事件を調べたところ、急性中毒や火災をもちらした事件の少なからず4割が、慢性障害による疾病を起した事件の3割が、規制外の物質が原因だ。」「規制外の物質であっても事業者は有害性の把握を努め、対策を取るのが安全衛生の原則」と担当者。

「今回の事件の実態を調べた産業医の大熊信二教授(労働環境学)は「規制外の化学物質を使う」「健康被害を招いた場合でも、予見可能性の有無に関係なく、事業者の結果責任がある」と明確にする必要がある。そうすれば、化学物質の安全な使用を防ぐことができる」と話している。(足立耕作、後藤委員)

化学物質 潜む危険性

産業現場で使われる。日常用品から特殊な工業製品まで幅広く用いられているが、現場では知られていない。今回の労災事件で

手帳は高橋

第18回手帳大賞受賞者決定

【企画・編集部門】	伊吹京子【愛知県】	岩中幹夫【岡山県】	山崎隆子【東京都】
【写真・映像部門】	伊吹京子【愛知県】	岩中幹夫【岡山県】	山崎隆子【東京都】
【商品企画部門】	伊吹京子【愛知県】	岩中幹夫【岡山県】	山崎隆子【東京都】
【企画・編集部門】	伊吹京子【愛知県】	岩中幹夫【岡山県】	山崎隆子【東京都】

詳細は www.takahashishoten.co.jp 高橋書店

60代初の労災認定へ

胆管がん 厚労省検討会が結論

印刷会社元社員

大阪府岩田町の印刷会社「三和実業」（2009年破産）の元社員、森幸さん（64）は兵庫県明石市で胆管がんを発症した。これについて、厚生労働省専門検討会は4日、業務との因果関係を認めた。労働基準監督署がこれを受けて労災認定する。胆管がんは一般に高齢で発症することが多く、60歳以上の労災申請はこれまで13人が不認定となったが、今回初めて認定される。厚労省は取材に「問題の化学物質を高精度で浴びたと分かれれば、年齢を問わず認定する」としている。

【大島秀利】

本人や支援団体「ひび」などの印刷業務に従事。機械のインキの洗浄（「神戸市」に「浄」、胆管がんの原因と、頭がぼーっとし「よる」）、森さんは01と指摘される塩素系有機溶剤のジクロロメタン。同僚と「倒れるな」09年、東大阪市の三和印刷会社で作業していた。森さんと励まし合って作業と子会社で作業が使用されていた。森さんと励まし合って作業と認められてはし

業した」と話す。11年に胆管がんと診断され、手術を受けた。大阪市の印刷会社で胆管がんが多発したことを報道で知り、12年8月に東大阪労働基準署に労災認定を求めた。

検討会は4日、高精度のジクロロメタンに約8年間さらされたとして、発症との因果関係を認めた。森さんは「ぼーっとした。同様の作業に携わった患者も労災と認められてはし

印刷業で35件 業務上認定

厚生労働省は、胆管がん労災請求事案はすべて本省りん伺として、その業務上外判断を「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」（以下、検討会）で行ってきた。2014年12月2日の第19回検討会までに、35件が業務上と判断された。

検討会は、S社の17件目の業務上判断を第6回（2013年5月21日）で行った後、他の事業場事案の判断を行っ

てきた。第7回（2013年6月13日）から検討会で業務上とされた事案を18頁の表2（厚生労働省発表資料による）にまとめた。大半が1,2-ジクロロプロパンが曝露原因とされたが、17件中3件はジクロロメタンが曝露原因となっている。

ちなみに、S社については、1996年までに就労期間にある場合は、ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパンの両方が使用されていたため双方に曝露しており、これ以降に就労が開始されている場合は1,2-ジクロロプロパンのみに曝露したとみられている。したがって、表1の17名の曝露原因はこの二通りに分かれる。

表2の3番は名古屋労災職業病研究会が、12番（別掲新聞記事参照）はひょうご労働安全衛生センターが支援した。

い」と話した。全国の胆管がんでの労災認定はこれで29人となった。過去に認定された28人の請求時（遺族請求の場合は死亡時）の年齢は20代1人▽30代11人▽40代14人▽50代2人。大阪府

内では、印刷会社「サノヨー・シーウィヒ」（大阪市）の17人など3社19人となった。胆管がんの発症との因果関係を認めたことは評価できる。ジクロロメタンは印刷業以外にも多量に使われてきており、接した人は注意すべきだ。

熊谷信二・産業医科大准教授「労働環境」の話「一般人でも胆管がんが多発する60歳以上で化学物質の影響を重視して発症との因果関係を認めたことは評価できる。印刷業以外にも多量に使われてきており、接した人は注意すべきだ。」

二〇一四年三月五日 毎日新聞

業務上判断まで相当長期にわたっていることが懸念されるところで、厚生労働省には、被災労働者の立場に立った調査、判断を求めたい。

2014年12月2日時点で厚生労働省が

表2 胆管がん業務上事案 (SANYO - CYP 社を除く) ※厚労省報道発表による
 ※年齢は療養中の場合は請求時、死亡の場合は死亡時。1,2-DCP = 1,2-ジクロロプロパン、DM = ジクロロメタン

労働局	性別	年齢※ (歳代)	請求時	曝露物質※	曝露期間・事業場	業務	判断した検討会
1 宮城	男	40	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約16年間	洗浄	7回 2013/6/13
2 宮城	男	30	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約16年間・1と同一	洗浄	7回 2013/6/13
3 愛知	男	40	療養中	DM (400ppm 超)	約12年間・三晃印刷 (名古屋市)	洗浄	7回 2013/6/13
4 北海道	男	50	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約11年間	洗浄	8回 2013/8/1
5 大阪	男	30	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約4年間	洗浄	9回 2013/9/3
6 福岡	男	40	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約7～12年間	洗浄	10回 2013/10/1
7 福岡	男	40	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	同上・6と同一	洗浄	10回 2013/10/1
8 埼玉	男	40	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約13年間	洗浄	11回 2013/11/19
9 青森	男	40	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約11年間	洗浄	12回 2013/12/17
10 北海道	男	50	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約10年間	洗浄	13回 2014/1/31
11 愛知	男	30	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約3年間	洗浄	13回 2014/1/31
12 大阪	男	60	療養中	DM (400ppm 超)	約8年間・三和実業(東 大阪市)	洗浄	14回 2014/3/4
13 静岡	男	40	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約4年間	洗浄	15回 2014/4/15
14 愛知	男	40	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約8年間	洗浄	16回 2014/6/10
15 愛知	男	40	療養中	1,2-DCP (150ppm 超)	約10年間・14と同一 企業の別事業場	洗浄	16回 2014/6/10
16 京都	男	50	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約6年間	ICカード製 造工程においてICカード 表面のほこりを除去する機 械のローラー	17回 2014/7/24
17 東京	男	50	療養中	DM (400ppm 超)	約11年間	洗浄	18回 2014/9/11
18 福岡	男	40	死亡	1,2-DCP (150ppm 超)	約6年間・6と同一	洗浄	19回 2014/12/2

明らかにした印刷業の胆管がんの労災請求・補償状況は、表3ないし5のとおり。印刷業以外では25件の請求があり、13件が業務外とされている（今のところ業務上とされた事案はない）。労災請求が複数あった事業場は、S社のほかに北海道、宮城、福岡に各1、計4事業場となっている。

厚生労働省は、このように一定の情報開示を行っている。

しかしながら、職業性胆管がんは新しい問題であることや廃業した零細印刷業者もあることから、被災労働者と家族の権利

保護の見地に立って、労災認定事業場の名称、使用薬剤の商品名など、もっと詳しい情報開示を、厚生労働省は実施するべきだと考える。

発がん性グループ1に

国際がん研究機関（IARC）は、今回の日本の胆管がん事件を契機として、1,2-ジクロロプロパンの発がん分類をグループ3からグループ1に一気に引き上げた。ジクロロメタンについてもグループ2Bからグ

表3 印刷業における胆管がんに関する労災補償状況

2014年12月2日 印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会(第19回)

1. 請求状況(2014年11月30日現在) (件)

		内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
請求件数	90 (56)	1 (1)	11 (5)	25 (12)	16 (12)	25 (19)	12 (7)

※1 ()内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

2. 検討会の状況(2014年12月2日現在) (件)

	決定件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上件数	35 (16)	1 (1)	11 (5)	18 (8)	4 (2)	1 (0)	0 (0)
北海道局	2 (1)				2 (1)		
青森局	1 (1)			1 (1)			
宮城局	2 (0)		1 (0)	1 (0)			
埼玉局	1 (0)			1 (0)			
東京局	1 (0)				1 (0)		
静岡局	1 (0)			1 (0)			
愛知局	4 (2)		1 (1)	3 (1)			
京都局	1 (1)				1 (1)		
大阪局	19 (9)	1 (1)	9 (4)	8 (4)		1 (0)	
福岡局	3 (2)			3 (2)			
業務外件数	33 (30)			3 (3)	9 (9)	15 (13)	6 (5)
合計	68 (46)	1 (1)	11 (5)	21 (11)	13 (11)	16 (13)	6 (5)

※1 ()内は決定時の死亡者数で内数

※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢) ※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

ループ2 Aに引き上げた(2014年6月)。

6月にフランスのリヨンで開かれた第110回評価会合での議論の結果決まった。日本からは熊谷信二教授、厚生労働省関係者など5名も参加する「異例の会合」だっ

たという(「国際がん研究機関IARCの化学物質発がん評価会合に出席して日本の職業性胆管がん事案を国際社会の教訓に」構健一、労働の科学 vol69, No.7, 2014)。

IARCの発がん分類は、

表4 印刷業における胆管がんに関する労災請求状況

2014年12月2日 印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会(第19回) (件)

	労災請求	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
同一作業場で複数の請求あり	大阪の事業場 (SANYO-CYP社)	17 (7)	1 (1)	8 (3)	8 (3)		
	宮城の事業場	2 (0)		1	1		
	福岡の事業場	3 (2)			3 (2)		
	北海道の事業場	2 (1)				2 (1)	
	その他	66 (46)		2 (2)	13 (7)	14 (11)	25 (19)
	合 計	90 (56)	1 (1)	11 (5)	25 (12)	16 (12)	25 (19)

※1 ()内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

※3 大阪、宮城、福岡、北海道の事業場以外では同一事業場での複数の労災請求はない。

※4 印刷業以外では胆管がんに関する労災請求が22件ある。

表5 印刷業以外における胆管がんに関する労災補償状況

2014年12月2日 印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会(第19回)

1. 請求状況(2014年8月31日現在) (件)

	請求件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
	25 (16)		2 (2)	2 (1)	5 (5)	9 (3)	7 (5)

※1 ()内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

2. 検討会の状況(2014年9月11日現在) (件)

	決定件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上件数	0 (0)						
業務外件数	13 (12)		1 (1)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	2 (1)
合 計	13 (12)		1 (1)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	2 (1)

※1 ()内は決定時の死亡者数で内数

※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢) ※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

グループ1：ヒトに対して発がん性がある

グループ2 A：ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ2 B：ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

グループ3：ヒトに対する発がん性については分類できない

グループ4：ヒトに対しておそらく発がん性はない

となっている。

これまでは、1999年の第70回評価会合（1999年）の結果、1,2-ジクロロプロパンはグループ3、ジクロロメタンはグループ2 Bに分類されていた。

今回の評価会合の結果、1,2-ジクロロプロパンは、熊谷教授らの疫学研究結果が「ヒトでの十分な証拠：胆管がん」と判断され、グループ1と結論づけられた。IARCの判断は、科学的な因果関係とは、基本的に、疫学的因果関係であるという当然の原則に基づく。ジクロロメタンも、新たな証拠に基づいてグループ2 Aと引き上げられた。

一方、国内の発がん性分類の指針を作成している日本産業衛生学会は、今年の総会で1,2-ジクロロプロパンを第1群に分類した。そして現在、第2群Bであったジクロロメタンの再評価が行われており、来年の総会で評価の変更が行われるのではないかとみられる。

今後の課題

SANYO - CYP社から発覚した職業性胆

管がん事件に遭遇し「なぜこれほどまでに被害が拡大するまで手がつけられなかったのか？」という疑問を誰もがもった。

しかし、労働基準監督署の監督官や作業環境測定や健診を専門とするいわば労働安全衛生のプロたちは、起こるべくして起こったと考えたのではないだろうか。

爆発的に種類が増加する化学物質に対して、労働者の健康を守るべき法規制は「危険な物質を指定し、分類し、レベルに応じた規制措置を行う」という旧態依然としたシステムだった。規制する側もされる側も「規制されていない『安全な』物質を使いましょう」「はい、わかりました」ということを漫然と、あるいは、安全コストを重視する目的意識をもって、実行してきた。それが、労働安全衛生のプロの基本行動だった。

胆管がん事件は、その実態と規制のあり方の不適合を証明したものであった。すぐ、こういうことに気づいたはずだ。そして、いままさに、この構造的問題点に、メスが本当に入ったのかが問われている。

たとえば、今回の事件発覚までの過程において、S社や現場労働者が労働基準監督署に相談に行っていれば、この事態が防げたかといえ、その可能性は低かったという推測が一定の説得力をもっている。なぜなら、監督官は「いま、会社で使用している物質のリストを出せ」と言い、リストを規制対象物質と見比べ、合致するものがないなら、自分のする仕事はない、と判断し、「あぶないものはないですね～」と言うからだ。そう言われて、普通の会社や労

働者は何ができただろう。

だからといって、会社や規制する側の労働基準監督署が免罪されるかといえば、そうではない。

有機溶剤というものは、一般的に言って、規制対象物質になっていないとしても、人体には有害性をもつ。たとえば、S社の作業場内は刺激臭が立ちこめていて、労働者がときに吐き気をもよおすような現場だった。そのような職場を労働者の「慣れ」に乗じて、放置するとすれば、それはやはり、経営者としては大きな問題がある。快適な職場づくりは、経営者の責任だ。

S社は1996年まで、有機溶剤中毒防止規則の第2種有機溶剤たるジクロロメタンの入った溶剤を大量に使用していた。したがって、その時点で法律遵守が励行できていれば、今回の事件は起こらなかったし、したがって、S社の胆管がん多発は発生せず、ひいては、1,2-ジクロロプロパンの発がん性はいまだに明らかにならなかった可能性もあった。S社の被害者にとっては、その方がどんなにかよかったか。

事件発覚当初、厚生労働省が実施した全国の印刷業に対するアンケート調査によって労働安全衛生法の違反率が驚くべき高さであることが明らかとなった。まさに、この実態が職業性胆管がん事件の温床であった。いま、その違反率は改善されたのかどうか、まずこの点を厚生労働省は明らかにしなければならない。

大阪労働局は、S社を労働安全衛生法違反により大阪地検に対して書類送検するにあたって「嚴重処分の意見を付した」と

いう。これに対して、検察は略式起訴し、産業医未選任などでは、通常あり得ない罰金が科せられ、「嚴重処分」となった。

「嚴重処分の意見を付した」というが、大阪労働局つまりは労働行政として、産業医、衛生委員会、衛生管理者の重要性を認識し直し、今後は、これまで形式犯として行政指導ですますことを生業（なりわい）としてきたやり方を、根本的に改めるというのでなければ、それはスタンドプレーに過ぎない。さて、そこはどうなったか。

今回の嚴重処分は、職場の安全衛生管理システムの価値を見直す契機ともいえる。

つまり、労働安全衛生法に規定された職場の安全衛生管理システムが実は、被害を防止するバックアップシステムでもあるという点が強調されるべきなのではないか。

S社の事件に即して言えば、現場労働者の訴え、意見を尊重し、反映し、より安全で快適な職場づくりができるような安全衛生体制が構築されていれば、有害性が未知であろうが既知であろうが、曝露レベルは異常な高さにならなかつただろう可能性があるし、規制法が要求する水準を超えて原因の追究が進められた可能性も高かつたと思う。

多くの有害性未知の化学物質が使用される現実への対処はむろん必要で、その端緒は開かれつつあるだろう。しかし、個々の危険性チェックを待つまでもなく、職場の健康と安全は守られなければならない。一部の行政通達には盛り込まれたが、危険

性情報がないものは危険だとみなすという原則を確立することが重要である。また、既存の法制度を有効に機能させるためにどうするのか、厳罰化なのか、監督マニュアルの改善なのか、監督官の増員なのか、労働者への情報開示の強化なのか…。

法律の遵守徹底。これはまず、真剣にやらなければならないことだと思う。

やはり、厚生労働省にはうかがいたい。

「悲惨なほど高い印刷業における法違反率は、いま改善されたのかどうか？」

職業性胆管がん問題、SANYO - CYP 事件の経過（敬称略）

2010年			
2	1969年生のG、胆管がん死亡。（在職：1994～2004、発症：2009） Gの発症より前に、すでに8名発症。Gよりあとに8名発症		する相談状況について」（東京、宮城各労働局管内で各胆管癌の発症、死亡事案の相談あり）
2011年			
3/16	京都ユニオンを經由して、関西労働者安全センターにGの件などで相談あり。	/13	厚生労働省労働基準局「印刷事業場における胆管がんの発生について」（S社からさらに労働者3名の胆管がんの請求）
4	Gの労災請求受理（時効中断処理）（大阪中央労働基準監督署）	/25	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がんに関する労災請求について」（宮城県内の事業場で2名（30歳代男性、40歳代男性）の労災請求
12	熊谷信二産業医大准教授、2012年5月産衛学会に「胆管がん5名」の発表抄録提出	7/10	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がんに関する一斉点検結果の取りまとめ等について」（全国561事業場の一斉点検のとりまとめ結果、S社や宮城の労災請求事業場の調査業況など）
2012年			
3/7	3名（F、G、②）の労災請求などのため面談申し入れをSANYO - CYP社に送付	/12	（社）日本印刷産業連合会が労働衛生協議会設置、初会合
/14	SANYO - CYP社顧問弁護士から通知、面談拒否。S社、事業主証明事実上拒否（その後、在職者を含めすべて証明拒否）	/18	全印総連が小宮山厚生労働大臣に要請書
/30	3名の労災請求提出（大阪中央労基署）	/19	S社4遺族、時効事案を一斉労災請求（大阪中央労基署）
5/7	熊谷准教授、大阪労働局・大阪中央労基署担当者に調査状況詳細説明（大阪中央労基署）	/20	連合が厚生労働省に「胆管がんに対する労働安全衛生対策に関する要請」
/18	NHKニュースウォッチ9のトップニュースで報道	/23	厚生労働省安全衛生部長「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組について」（2012.7.23基安発0723第1号）
/19	毎日新聞報道、夕刊から各紙報道	/25	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がん発症に関する各種取組み状況について」（全国約16,000事業場の通信調査実施、大阪市大園藤教授疫学調査グループによる疫学調査実施など）
/21	厚生労働省安全衛生部長「印刷業における化学物質による健康障害防止対策について」（2012.5.21基安発0521第1号、同第2号）		
/31	日本産業衛生学会で熊谷准教授「オフセット校正印刷労働者に多発している肝内・肝外胆管癌」報告		
6/12	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がんに関		

- /31 S社顧問弁護士が記者会見、被害者側も記者会見一熊谷、本田真吾（在職中に肝機能異常で退職）が会社見解を「ウソ」と批判
- 8/3 圓藤教授、久保教授らの市大グループが記者会見。疫学調査、日本胆道学会による症例調査を実施、8/7から市大病院で胆管がん外来開設
- /28 厚生労働省職業病認定対策室「胆管がんの労災認定に関する検討会の開催について」（「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の設置）
- /29 オフセット印刷従事歴のある40歳代男性が名古屋西労基署に労災請求（表2の3番、名古屋労災職業病研究会が支援）
- /31 労働安全衛生総合研究所「大阪府の印刷工場における疾病災害調査報告書 A-2012-2」公表（5/28、6/7、6/30、7/1（模擬実験）に現場調査実施）
- 9/5 厚生労働省安全衛生部計画課「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果（速報）等について」（全国全数通信調査の速報、労災請求事案を除く胆管がん相談事案22件、胆管がん相談窓口相談状況）
労災請求件数が印刷業での胆管がん労災請求件数34件、それ以外2件と公表、うちS社は12件（9月4日現在）
- /6 厚生労働省印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会第1回
- /21 日本胆道学会（東京）緊急企画で熊谷報告「リスク2900倍」
- 9 熊谷「オフセット校正印刷会社における肝内・肝外胆管癌に関する調査中間報告書」公表、厚生労働省業務上外検討会に提出
- 10/12 厚生労働省安全衛生部化学物質対策課「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果（最終版）」（全国全数通信調査の最終報告（回答47労働局7105事業場、集団説明会の開催状況、胆管がん労災請求45件（うち遺族請求29件）、S社は13件に）
新たな11人は男性10人と女性1人、女性を含む6人は死亡、年齢別では30代1人、40代2人、50代2人、60代6人－30代の男性はS社の従業員
- 11/1 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第2回
胆管がん：新たに7人が労災申請計52人に（毎日新聞2012/11/1）
大阪市の校正印刷会社S社の従業員らに胆管がんの発症が相次いだ問題で、厚生労働省は1日、新たに印刷業関連で7人が労災申請し、計52人（うち死亡32人）になったことを明らかにした。
厚生労働省によると、新たに申請した7人はいずれも男性。年齢別では30代1人、40代2人、50代2人（うち死亡1人）、60代2人（いずれも死亡）。このうち30代と40代の計2人がS社の従業員だった。この日は専門家による検討会も開催され、原因物質や今後の課題などについて協議した。（共同）
- 11/18 SANYO－CYP胆管がん被害者の会会合第1回
- 12/11 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第3回印刷会社の従業員らに胆管がんの発症が相次いでいる問題で、厚生労働省は11日、印刷業に従事して胆管がんを発症したとして、新たに4人の労災請求があったことを明らかにした。これにより、労災請求は計56人（うち35人が死亡）となった。
新たに請求された4人のうち1人は、胆管がんが多発した大阪市の校正印刷会社S社の30代の男性従業員。他の3人は、60代2人、70代1人で、いずれも遺族からの請求だった。（産経）
- /16 「胆管がん多発事件はどうして起こったか」シンポジウム（エル大阪）
主催：全国安全センター・関西労働者安全センター ※衆議院選挙投票日
- 2013年
- 1/1 印刷会社の元従業員らが相次いで胆管がんを発症した問題で、厚生労働省は、大阪市の印刷会社に勤務した3人について、発症と業務の因果関係があったとして労災認定する方針を固めた。（産経新聞）
- /27 被害者の会会合第2回
- /31 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第4回
- 2/20 胆管がん16人認定厚生労働省方針（朝日）
- 3/14 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第5回

- 厚生労働省業務上外検討会報告書
ジクロロメタン・1,2-ジクロロプロパンの2物質が原因推定、SANYO - CYP社は1,2ジクロロプロパンの高濃度・長期間ばく露原因、時効適用は除外（発症時から）
- /27 SANYO - CYP社16名分の労災決定、支給決定通知書発送（大阪中央署）
- /28 SANYO - CYP社が記者会見（顧問弁護士のみ）
- 4/2 SANYO - CYP社に対して自宅捜索
- /4 SANYO - CYP社・山村健司取締役から関西労働者安全センターに入電
- /7 被害者の会合第3回
- /21 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第1回
- /22 被害者の会結成で記者会見
- 5/10 がんサポート誌取材（野内、本田が対応）
- /12 被害者の会合第4回
- /14 日本産業衛生学会総会、許容濃度委員会の提案を了承
- ・1,2-DCPの許容濃度（8時間平均）を1ppmとする。
 - ・1,2-DCPについて発がん性を「第2群A」（ヒトに対しておそらく発がん性がある。証拠が比較的十分な物質で、疫学研究からの証拠が限定的であるが、動物実験からの証拠が十分である）に分類する。
 - ・「化学物質を含む洗浄剤を使うオフセット印刷工程」の発がん性を「第1群」（ヒトに対して発がん性がある）に分類する。
- /21 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第6回
野内豊伸を業務上判断（SANYO - CYP社17人目）
- 6/13 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第7回
宮城の2件、愛知の1件業務上判断。1件は業務外。＜ただし、印刷業請求事案。※以後の本表の記載についても、すべて印刷業の請求事案について＞愛知の1件は、ジクロロメタン単独ばく露（12年）で初。
- /16 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第2回
- 7/28 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第3回（胆管がん発症した管理職2名が出席）
- 8/1 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第8回
北海道の1件を業務上判断（1,2-DCP1985年から11年間ばく露）、2件を業務外、4件を継続検討
- 9/1 被害者の会合第5回
- /3 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第9回
大阪の1件を業務上判断、3件を業務外
- /26 大阪労働局が5社と社長を労働安全衛生法違反（産業医未選任、衛生管理者未選任、衛生委員会未設置）で大阪地検に書類送検
- 10/1 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第10回
福岡の2件を業務上判断、3件を業務外
- /6 Iの遺族と面談－以後、被害者の会に参加
- /20 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第4回
- /29 「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」報告書
- 11/19 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第11回
埼玉の1件を業務上判断、3件を業務外
- 12/1 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第5回
- /17 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第12回
青森の1件を業務上判断、3件を業務外
- 2014年
- 1/23 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第6回
- /31 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第13回
北海道の1件、愛知の1件を業務上判断、3件を業務外
- 2/27 被害者の会とSANYO - CYP社との話し合い第7回
- 3/4 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第14回
大阪の1件を業務上判断（ひょうご労働安全衛生センターが支援）、4件を業務外
- 4/15 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第15回
静岡の1件を業務上判断、2件を業務外
- 5 日本産業衛生学会、1,2-DCPについて発がん性を「第1群」に分類
- 6/10 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第16回
愛知の2件を業務上判断（同一企業であるが、別事業場）、2件業務外
- 6 国際がん研究機関（IARC）の化学物質評価会合（第110回、熊谷教授ら日本人5名参加）で、

- | | |
|--|---|
| <p>1, 2-ジクロロプロパンについて、グループ3からグループ1に引き上げと結論。速報が、ランセット・オンコロジー電子版 2014/7/11号に掲載。ジクロロメタンは、グループ2Bからグループ2Aに引き上げ。</p> <p>/25 改正労働安全衛生法（化学物質のリスクアセスメント義務づけ等）が交付－2016年6月までに施行予定</p> <p>7/24 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第17回 京都の1件を業務上判断、2件業務外</p> | <p>9/11 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第18回 東京の1件を業務上判断、3件を業務外</p> <p>10/16 大阪区検がS社と山村社長を労働安全衛生法違反で大阪簡裁に略式起訴（10/21、両者は各50万円の罰金支払い）</p> <p>/22 被害者の会、SANYO－CYP社が和解合意について記者会見（9/25付合意成立）</p> <p>12/2 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第19回 福岡の1件を業務上判断、4件を業務外</p> |
|--|---|



『原発事故と被曝労働』に続く、第2弾！
『被ばく労働を考えるネットワーク』の書。
新たな被曝労働＝除染
除染労働の問題は、原発事故後も放置されたこの国の産業と労働に横たわる根本的なものだ。私たち自身がこれからの労働運動や社会運動の方向性やあり方を問い直すことを迫られている。

三書房
009

さんいちブックレット 009

除染労働

被曝労働を考えるネットワーク 編

＜執筆＞なすび、長岡義幸、西野方庸
さんいちブックレット007『原発事故と被曝労働』に続く、被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

発行：三書房 <http://31shobo.com/>
1000円＋税

” 職場のいじめ ” 労働相談



いじめメンタルヘルス労働者支援センター 著
緑風出版 2000円＋税

『メンタルヘルスの労働相談』の続編として書かれた本書は、厚生労働省が取り組み始めた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を精査しながら、支援センターや労働組合、ユニオンに寄せられた具体的相談例をとりあげて、解決に向けた取り組みや方向性を探っています。また、最近問題になっている“感情労働”、“職場の暴力”（モンスターペアレントなど）も検討しています。

まずは、一人ひとりが声をあげることが重要です。

問合せ：いじめメンタルヘルス労働者支援センター
tel: 03-6380-4453 / <http://ijimemental.web.fc2.com/>

韓国から問題を提議する 映画「もうひとつの約束」特別上映会開催

韓国のサムソン電子の半導体工場で働いて白血病で亡くなった労働者の遺族の闘いを元にした韓国映画「もうひとつの約束」。韓国労働者と交流のある労組や、我々のような労災職業病センターにとっては、関心の高い話題だ。大阪の小さな個人経営の企業での話とは言え、17名もの被害者を出した胆管がん事件を我々は経験したばかりでもあった。11月15日の大阪上映会は満席で当日券なしの盛況だった。



些細なことだが、この文章では「サムソン」と表記する。

「もうひとつの約束」応援団雑感

中村 猛

「サムソン」、「サムスン」

三星は「サムソン」か「サムスン」か？

韓国語を、母音が5つしかない日本語で発音するのは大変難しく、韓国語に日本語と同じ発音はないと言っても過言ではない。従って、ハングルの読みを日本語で表記することは不可能である。

三星のハングル表記は『삼성』で、「성」の「서」の音は、首都「ソウル」の「ソ」の音だから、「ス」とは発音しない。サムソンの英語表記が「SAMSUNG」となっているために起こった混乱(?)だと思う。ハングルも英語も表音文字であるために、こんなことが起こる。もう一つの財閥、現代についても同じようなことが起こっている。現代のハングルは「현대」だが、英語表記が「HYEUNDAI」であるため「ヒュンダイ」と呼ぶ人が多い。一番原音に近い日本語表現は「ヒョンデ」である。

サムソンの「無労組経営」

映画の主人公のモデル・黄相起(ファン・サンギ)さんは、機会がある度にサムソンの「無労組経営」を批判し、「サムソンに労働組合があれば、柳美(ユミ)は死なずにすんだ」と話すそうである。

有名なサムソンの『無労組経営』は、三星グループの創業者・李秉喆(イ・ビョンチョル)が、創業時の有力企業の一つだった「第一毛織」で、60年代に発生した女工たちのストライキに懲りて、後継者に指名した三男の李健熙(イ・ゴンヒ)会長に「目に砂を被るまで(=自分の目の黒いうちは)労組はダメだ」と伝えたからだと言われている。以来、サムソン・グループの揺るぐことのない経営理念になっている。それがいつの間にか労働組合の必要がない程、良い会社だと誤って伝えられることになった。

イ・ゴンヒ会長は「サムソンが認めないのは労組ではなく、労組の必要性です。言い換えるなら、サムソンは労組を必要としない経営を原則にしているのです。…共存共栄

の原則を重視し、それを労使間や、会社と顧客の間の基本原則にしてきました。…労組なしでも運営できる事例を綿密に検討し、われわれの現実に見合った『社友会』『労使協議会』『苦情処理制度』『経営現況発表会』など、各種制度を運営しています。」（「サムスン帝国の光と闇」より）と、語っている。

日本にも『無労組経営』を理念とするミニ・ミニ・サムソンがたくさんある。そんなサムソンとの闘いである。

サムソングループの中でも、労働組合を作ろうとする闘いは続けられている。作っては潰され、作っては潰されながら、『蟻の一穴』は確実にサムソンの中に空きつつある。イ・ビョン Chol 会長が恐れる「一匹でも害虫がいれば、山全体が真っ赤になる（＝アカに占拠される）」現象は少しずつだが進んでいるようである。

最近サムソン製品のアフターサービス部門であるサムソン電子サービスの下請け会社の労働者たちが、金属労組サムソン電子サービス支会を結成し、「真の社長出てこい」闘争、すなわち下請け企業ではなく、サムソン電子サービスとの直接交渉、直雇用を求めて闘っている。

全国で 180 ケ所のサムスン電子サービスセンターを運営する 109 の協力業者で、6500 人余りの技士が働いている。その内、民主労総・金属労組サムソン電子サービス支会には、家電製品を修理する外勤の技士を中心に、1500 人余りの下請け業者の労働者が加入している。今年（2014 年）11 月 9 日の『全泰壺精神継承・全国労働者大会』で、サムソン電子サービス支会は、サムソンの無労組経営神話を破って団体協約を締結し、1 年余りの闘争を勝利に導いたという評価を受け、第

22 回『全泰壺労働賞』を受賞した。

ファン・サンギさんとキム・テユン監督の歓迎会で、私はちょうど一週間前に労働者大会から帰ってきたところだったので、このことを話しながらファン・サンギさんに、「サムソンの労働者も頑張っているのではないですか？」と、感想を求めた。ファン・サンギさんは温和な顔を少し引き締めて「その人たちは下請け会社の労働者たちですから」と言った。

サムソン電子の経営者と下請け会社の経営者とを比べるまでもなく、サムソン電子に労働組合を作るということは、下請け会社の場合と比べて、千倍も万倍も大変なことなのだということを、その表情の変化から感じた。

現在、サムスン電子サービスセンターを運営する下請け業者たちは、労組の組織率の高いところから次々に廃業する、という攻撃を仕掛けている。サムソン電子の立場からは、サムソン電子にさえ労働組合が作られなければ、子会社のサムスン電子サービスの、そのまた下請け業者の一つや二つは、会社ごと潰してしまえばどうということはないのである。

被害者家族とパノリムとの交渉は、現在新しい展開を迎えているが、パノリム代表団の 10 項の要求の中には、「労働組合の設立を保障する」という項目が入っている。まさにこの問題を真に解決するためには、なんとしてもサムソンの無労組経営神話を破らなければならないという決意の表れであろう。

これは合法的脱獄だ

「数々の脱税・買収・横領などの嫌疑で有罪判決を受けたイ・ゴンヒ会長に、特別赦免が出された日が 2009 年 12 月 29 日だ。折

悪しく、イ労務士はその日に逮捕された。「犯罪を犯したイ・ゴンヒは赦免し、サムソンに抵抗した労務士は逮捕するのか」という非難が起こると、警察も負担になったのか、当日彼女を釈放した。実際、誰が見ても無理な連行だった。「サムソンの前で白血病死亡者の追悼祭をしたら、それが未申告の不法集会だということです。警察に出頭せよという電話が1回あったのですが、私は行けませんでした。そうしたら、私の家の前から私を連行しました。警察署に行ったのですが、何と、その日にイ・ゴンヒが特別赦免されたということです。頭がおかしくなりました。そのまま黙秘していたので、その日の内に解放されましたよ。」(「労働者の弁護士たち」より)

映画にはこの場面が出てくる

韓国の「集会及び示威に関する法律(いわゆる、集示法)」では、「集会または示威の時間と場所が重複する2つ以上の申告がある場合、後に申告された集会または示威を禁止することができる」となっている。そして、サムソン電子の本社前には、なぜか1年中、集会・示威の申告が出されている。そのために集会・示威ができず、記者会見、宗教行事(ミサ)などに名を借りて、未申告の集会をすることになる。この場面では白血病死亡者の追悼祭が未申告の不法集会だということになったのである。

拘束者の人権状況

拘束されたイ・ジョンラン労務士は、映画の中では、一晩中スローガンを叫んだことになっている。私は実際にそんな人に会ったことがある。

全羅北道の扶安郡というところで、郡長が核廃棄場を誘致しようとして、これに住民

が猛烈な反対運動を展開した。郡の人口が3万人のところに、警察官3千人が配置された。3人以上が立ち止まると、未申告の集会だと言って警察が規制する。そんな戒厳令下のような雰囲気の中で、一人の女性リーダーが拘束された。

「核廃棄場絶対反対!」「核廃棄場絶対反対!」

彼女は一晩中叫び通した。現地を激励のために訪問した私たち訪問団は、その叫びを実際にやらされた。

「核廃棄場絶対反対!」

「声が小さい!腹の底から」

「核廃棄場絶対反対!」

「まだまだ、そんなじゃダメだ。」

「核廃棄場絶対反対!」

叫ぶとむせぶ程の大声で「核廃棄場絶対反対!ゴホッゴホッ」で、やっと合格が出た。

その日は警察官も、一緒に拘束された人



主人公のモデル ファン・サンギ氏

も、誰一人として一睡もできなかったそうである。以来、彼女は二度と拘束されたことがないそうである。

韓国の留置場での人権(?)状況は、日本とは雲泥の差がある。日本でこんなことをやったら、おそらく何か強制力が使われるだろう。日本では普通と思われる家族との接見禁止などをすれば、人権侵害だと大騒ぎになるそうだ。「特別面会」というものまであって、応接室で、ゆっくりと話ができるのだそうだ。

日本は逮捕されれば無条件に『推定有罪』の国だから、拘束者の人権保障などは論外なのだろう。

もうひとつの『約束』

映画の題名は初めは「もうひとつの家族」とする予定だったということである。「もうひとつの家族」は、サムソン電子の経営理念である。日本で経営を学んだサムソングループは日本的経営から「家族主義」を学んだのであろう。サムソン電子の本社の前で籠城しながら「私たち、もうひとつの家族だね」と言って笑う場面があるが、「サムソン電子の経営理念から学んだね」ということなのであろう。

「もうひとつの家族」から「もうひとつの約束」に変わった経緯についてはよく分からない。日本語と韓国語は大変よく似た言葉や言い回しがあるので、日本で使う場合と同じように理解しやすいのだが、私の「感じ(＝あくまで感じだが)」では、韓国語の『約束』は、かなり重い意味があるように思う。どちらかという『誓い』に近いニュアンスで使うケースが多い。労働歌にも『約束を守る』という歌があるが、労働者同士の約束は必ず守ると



いう歌で、この場合は『誓い』の方がぴったりの気がする。

労働界に〈もうひとつの約束〉を見る風

「〈もうひとつの約束〉は封切り日の2月6日、159のスクリーンで2万7203人を動員し、累積観客3万6717人で、5位になった。観客数10位圏の映画のうち、最も少ないスクリーンだが、座席占有率は30%を記録して1位になった。ロッテ・シネマがソウル地域でたった1つの劇場でしか上映しなかったことなどを勧案すれば、意味のある結果だ。

労働界にも〈もうひとつの約束〉を見る風が吹いている。封切り日に全幹部が観覧した韓国労総・金属労連は、連盟レベルでの団体観覧を進めている。映画館をレンタルして上映会を開くなど、傘下の480余りの労組に、組合員と一緒に映画を観覧するように指針を出す。

民主労総は14日、委員長を始め60人の事務総局幹部が映画を見るためにチケットを購入した。

市民の間でも〈もうひとつの約束〉を守るキャンペーンが展開されている。上映館の数を増やすために12日までに集中的に前

売りをしようという提案から、所属組織の団体観覧と知人たちとの同伴観覧、SNSに認証ショット残す、映画の評判上げるなど、様々な動きが展開されている。この他にも芸能人が自費で上映会を開くといった珍しい風景も広がっている。」(「毎日労働ニュース」2月7日記事より抜粋)

私は2月7日から14日まで、民主労総・全北本部を訪問していた。酒席では、上映しようとしなないロッテ系の映画館に抗議行動を仕掛けた話しが『つまみ』になったのは当然である。

なぜ労働組合が組織を挙げて上映を支援するのか。

韓国の労働組合は、「我々の力は数の力だ」と言う。日本の労働組合も同じだ。ここでいう「数」とは自分たちの運動を理解してくれる国民、市民、学生、労働者の数のことである。日本のように組織された労働者の数ではない。

韓国の労働運動をウォッチしていると、労働者の闘いと市民・社会団体が結合して闘う場面をたくさん見ることができる。韓進重工の労働者の闘いに駆けつけた『希望バス』や、双龍自動車の整理解雇反対闘争はその代表的なケースで、逆のケースが<もう一つの約束>上映運動だろう。

日本では、労働者と市民・社会団体が連帯して闘う姿など、先ずお目に掛かることはないのだが・・・。

かつてはなかまの死亡事故や怪我が、労働組合の結成や飛躍的な発展の動機になったものである。最近は労働者の安全問題に真剣に取り組む組合が本当になくなってしまった。建設業のはつり工のじん肺や、大阪の印刷工場で起こった胆管癌についても、組合の

集まりで何度か報告をしたり、共闘を呼びかけたが、組合からの反応は本当に歯がゆい思いをさせられるものであった。ここに日本の企業別労働組合運動が企業内に閉じ籠もり、『金だけ、今だけ、自分だけ』の、組合利己主義に陥っている惨めな姿を見る。

セマウル運動の残滓が

最後の方に、サンギさんが息子が帰ってくるためのために2階を増築しようと、スレート葺きの屋根の上に登り、作業中に誤って自分の手をハンマーで叩いてしまう・・・、ちょうどそこに息子が帰ってくる。そんなハッピーエンドな場面がある。

試写会でその場面を見た私と関西労働者安全センターの片岡さんはハッピーエンドどころか、「アスベスト・・・」と言って絶句してしまった。

韓国はセマウル運動時代に白石綿を使ってスレート板を大量に生産した。当時建てられた建物は、至る所に石綿混じりのスレート板が使われている。

私と片岡さんは、一度サンギさんに「あの増築はどうなりましたか」と、聞いてみようと話していたのだが、残念ながらその機会は逸してしまった。



連載 それぞれのアスベスト禍 その45

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

患者と家族の会設立10周年記念総会 「明日をつなぐ出会い」

2014年10月4日、東京の如水会館において「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」設立10周年記念式典が行われた。と同時に私達の会よりも2ヶ月早くスタートを切り、患者と家族の会をサポートしてくれた「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」も合同で記念式典を行った。

会場には、全国各地の会員と関係者が集結して200名を越す大盛況となった。私は開始時間が近づくと、いままきに向かえようとしている感動の瞬間に、落ち着かなくなり受付の辺りをウロウロしていた。そして間もなく、正面玄関から階段を上がって来る人々の顔を見て、長年共に頑張ってきた仲間の雄姿(?)に嬉しくなった。皆さん、それぞれに自信と歓びに満ち溢れた顔をしていたからだ。10年経ったのだ…という自信が皆さんの顔に輝いていた。そして関西支部からも20名参加した。

記念式典が始まり、東京工業大学の村山武彦先生の講演、海外からのゲスト紹介、患者5人による体験談トークなど多彩な企画があり、最後はご自身が癌サバイバーでありゴスペル歌手の「kiki」さんが魂を揺さぶる歌と語りを披露してくれた。

式典第2部は立食パーティー。豪華なメ

ニューだったと聞かすが、正直私はその料理も式典の進行状況などもあまり覚えていない。テーブルに着こうとしたら、久しぶりに会う方が声をかけて下さり、暫し近況等の会話をする。「美味しそうだからあれを貰ってこよう」と取り皿を持って向かうと、「古川さん実はお話が…」。あ～まただ。膝の不調で会場内を思い通りに動き廻れないので時間ばかりが過ぎて終わったような記念式典。「私はいったい何をしていたのだろう」と今も考えてしまう。

しかし懐かしいお顔にたくさん出会えた。四国から幼い初孫を抱き抱えて娘夫婦と参加した会員さん。「新幹線に乗るのは生まれて初めて」といって東北から参加した遺族もいた。個々に壮絶なドラマを経験



10周年記念誌



撮影：今井明

して、絶望の淵にいた人々が、明るい笑顔を取り戻している。進行にあわせて、故人へ想いを馳せて涙が止まらなくなり、会場の外で泣いている人もいた。「思いっきり泣きなさい」と私は背中をなでた。いつもの「手造りふくろうブローチ」を持参してきた会員さん。この可愛らしい「ふくろうブローチ」に心癒された患者と家族はすでに100人を超えるのではないかな。

式典のクライマックス…全員の集合写真を撮る時は壮観であった。200人余りのエネルギーが集結し、この日を向かえた歓びが、今にも爆発しそうな「巨大な火の玉」となっていた。

記念式典の会場受付で配布された「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会10周年記念誌」。この10年記念紙もまた、大きなイベントとなった。会が誕生してからの記録が、個々の会員さんの手記などを

元に編集されているのだ。10年前の誕生時から、クボタショック以降の石綿救済法制定や改正までの行政への働きかけと、その後各分野で発覚した労働災害、さらには環境被害などが解りやすく記録されている。

気取らない、ありのままの姿を記録して行こう…その様にして編集された記念紙は、日頃お世話になっている方々に贈呈させて頂いた。有難いことに、記念紙を読まれた方からの感想も頂けた。以下に少しご紹介させて頂きたい。

.....

「私は、呼吸器外科医として、患者さんご家族に安心していただけるよう心がけています。患者さんご家族の安心のためには、病院だけでは不十分です。患者と家族の会の皆様に大いに助けいただき、深く感謝しています。患者と家族の会に連絡

を取られた患者さんやご家族は、たいへん喜ばれます。10周年記念誌には、患者さんやご家族が安心し、喜ばれる理由が満載です。患者と家族の会の皆様におかれましては、引き続き患者さんにご家族のためにご尽力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

個人的には、20-21ページの「医療関係者との良き出会い」で紹介していただき、光栄です。私にとりましても、「古川さんとの良き出会い」でした。2007年以降、多くの患者さんやご家族をサポートしていただき、有り難うございました。安心して治療を受けられる患者さんは、治療経過が良いようです。患者と家族の会の会長として、ますますご活躍されることをお祈り申し上げます。」(岡部和倫氏、山口宇部医療センター呼吸器外科医師)

「古川さんたちが、多くの方と出会い、支え合い、そして社会を動かしてきた事実の重さを改めて実感しました。この10年、ほんとうにお疲れさまでした。会が10年続いてきたのは、古川さんたちの尽力はもちろんです。アスベスト疾患の発症が後を絶たない、厳しい現実の裏返しともいえます。次の10年に向け、会の役割はますます重要になってくると思います。古川さんと皆さまのご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。」(福本秀敬氏、NHK福井放送局)

「この度は、会の結成から10周年の壮絶な活動記録を集大成された書籍をお送り頂きありがとうございます。感無量、一気に拝読いたしました。

古川様のお人柄と真実を追求する渾身の活動が医師や研究者、マスコミを動かす原動力となって被害の阻止と救済に大きな力を発揮されたことに敬意を表します。

公害に対する被害者・市民の活動のお手本となる貴重な記録を、早速にも当会の会報次号で知らせたいと存じます。(広瀬晴美氏、京都カナリヤ会)

「出会いを引き寄せて10年 患者と家族の会誕生の原点を語る」を拝読しました。一度ゆっくりお聞きしてみたいと思っていたことが、つぶさに、かつ、あふれ出すように書かれた文章でした。最終に近い新幹線の中で、一気に読んだ後、少しウトウトした間に見た夢に古川さんが出てきました。(中略)少し大げさかもしれませんが、川の源流を遡って、最初の一滴を見つけ出したような感動。まだまだ遠い道のりですが、途中の小川でご一緒させていただいた以上、大海までお供させていただきます。」(伊藤明子氏、弁護士)

「明日をつなぐ出会い アスベスト被害声を上げた被害者と家族10年の歩み」を有難うございました。2004年に「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」をつくられたことが、今日のアスベスト裁判で国の責任を認めさせる画期的判決を生み出す原動力になったのです。この生みの苦労の歴史に感動しました。もしあなたがこの会をつくらなかったら、クボタ・ショックとその後の運動も生まれなかったでしょう。この本が多くのの人に読まれることを願っています」(宮本憲一氏、環境経済学者)

韓国からの ニュース

■タサン・コールセンター 公共機関で初めて「有給感情休暇」保障

タサン・コールセンターが公共機関で初めて有給の感情休暇を導入する。希望連帯労組タサン・コールセンター支部は暫定合意案について組合員の賛否投票を行う。

タサン・コールセンター支部と委託業者の交渉権を委任された経済人総連は、先月30日に集中交渉の結果、暫定合意案を作った。合意案によれば、組合員は年1回「感情馴化の有給安息休暇」を取れるようになる。勤続5年を超えれば更に1回追加して使用することができる。暴言とセクハラなどに苦しめられるコールセンター労働者の心を治癒するための措置だ。

ソウル市は8～9月に2回の労組との面談を通じて交渉を仲裁し、委託業者が解決しにくい福祉問題の解決対策を約束した。2014年10月6日 毎日労働ニュース ユン・ソンヒ記者

■サムスン電子職業病関連、19人が労災申請／サムスン電子の申請者62人に

サムスン電子の職業病に関連して、19人が追加で集団労災申請をする。これでサムスン電子の労災申請者は62人に増える。

20日、半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）によれば、これらの労働者は28日に勤労福祉公団に集団で労災申請書を提出す

る。サムスン電子の半導体工程で働いた労働者らで、現在、白血病・リンパ種・脳腫瘍などで闘病中だ。

集団労災申請は23日に、政府が定めた「半導体の日」に対抗して労働・市民団体が行う集中行動の一環として行われる。集中行動は、パノリムと世越（セウォル）号惨事国民対策会議に所属する尊厳と安全委員会が「半導体工程で働く労働者の知る権利を確保しよう」というスローガンで、23日から来月9日まで。半導体の日は、半導体の輸出が初めて100億ドルを突破した1994年10月を記念して、2008年から開催されている。23日に行われる半導体の日の記念式に、労働・市民団体は『危険なサムスンを止める共同行動・知れば生きられる』の記者会見とパフォーマンスを行う。2014年10月21日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■サムスン電子サービスの修理技士、ルーゲリック病で労災申請／19年間シンナーなど有害物質に曝露

金属労組サムスン電子サービス支会と労働・市民団体が、ルーゲリック病で闘病中のL(42)さんの産業災害認定を求めた。ルーゲリック病は脳と脊髄の運動神経細胞が破壊される病気で、筋萎縮性側索硬化症と呼ばれる。

1993年にサムスン電子サービスCセンターに入社したLさんは、センターの内勤職の修理社員で、掃除機・扇風機・電子レンジなど、家電製品を修理していた。Lさんは2012年から勤務の途中で脚の力が抜けることが繰り返し起こり、病院を訪れた結果、ルーゲリック病の確定診断を受けた。現在Lさんは筋肉がすべて麻痺し、目だけがかろうじて



動いている状態だ。

支会はルーゲリック病の発病原因を、換気のない室内で、有機溶剤を使ってハンダ付けをしたためと見ている。19年間勤めて、鉛と有害物質に持続的に曝露してルーゲリック病が発病したので、産業災害に該当するということだ。

支会は「Pセンターの外勤職の修理技士(白血病)、Kセンターの内勤職の修理技士(ループス)、Oセンターの内勤職の修理技士(白斑症)が職業病と疑われる疾患を病んでおり、作業環境の改善が急がれる」と主張した。2014年10月21日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■イーマート・CJ第一製糖など、ソウル市と「感情労働者人権保護協約」締結

ソウル市が7月から主導している感情労働者人権保護協約に、イーマートなど3企業が追加で参加した。協約締結式にはイーマート・CJ第一製糖・アジア洲キャピタルが参加し、緑色消費者連帯・企業消費者専門家協会も同席した。ソウル市は韓国ヤクルト・LG電子・愛景産業など6企業と1次協約を結んでいる。

協約を締結した企業は「企業の10大実践約束」を基に、感情労働者の勤務環境改善のために努力することになる。10大実践約束

は、△感情労働者の基本的人権の保障・支持、△安全な勤務環境の造成、△適正な休憩時間・休日の保障、などが内容。2014年10月23日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■『入居者対応』に苦しむマンション警備労働者

「お前、必ずクビにしてやる」。

ソウルのある高級アパートで警備員として働くパク・某(58)さんは、乗用車を駐車しようとして惨めな目にあった。別に持ち主がいらない場所に車を停めるのに、まるで自分の専用区域のように悪口を言われたのだ。パク氏は「李朝時代でもないのに、入居者が警備員を作男に対するようにする」と訴えた。

今月7日ソウルのあるアパート警備員の焼身自殺未遂で、アパート警備員の労働条件に社会的な関心が集っているなかで、賃金以外に『入居者対応』が最も大きいストレスの要因と分かった。

ハン・イニム労働環境健康研究所・研究員は「アパート警備員の労働人権改善のための緊急討論会」でこのように報告した。

労働環境健康研究所によれば、8～9月にソウルの団地で働く警備員152人を対象にアンケート調査を実施した結果、回答者の39.6%が、この1年間にことばの暴力を体験したと答えた。

ことばの暴力を体験したこれらの46%は、1ヶ月に1回以下、36%は1ヶ月に2～3回体験したと答えたが、「ほとんど毎日」が6%にもなった。また経験者の69.4%は加害者は「入居者と訪問客」とした。

この1年間で身体的暴力や脅しに遭ったことがあると答えた人も8.9%だった。加害

者の72.7%は「入居者と訪問客」だと答えた。

回答者の15.8%が、昨年一年間に業務中の事故で病院や薬局を訪ねたと答え、このうち66.7%は治療費を自分で出したと答えた。労災保険で処理したという答は18.5%に過ぎなかった。2014年10月31日（ソウル＝聯合ニュース）

■警備の労働者も同じ人間、暖かく接して欲しい／故イ・マンスさんの葬儀を厳かに

マンション住民の非人間的な待遇に苦しめられ、先月7日に焼身して亡くなった警備労働者・故イ・マンス(53)さんの告別式が行われた。遺族と民主労総を始めとする労働・市民・社会団体の関係者300人は、「警備労働者の処遇を改善せよ」、「警備労働者の休憩時間を保障せよ」、「労働人権を保障せよ」などのスローガンを叫びながら、故人の最後を見送った。

ソウル一般労組・新現代マンション分会長は追悼の言葉で「警備労働者にも家族がいて、孫がいる」。「私たちと、人間らしく暖かく接して欲しい」と目頭を濡らした。

シン民主労総委員長は「故人は自分が生きてきた人生を否定される侮辱を感じて死を選んだ」とし、「故人の死は、お金の前には平等でない我が社会に響く警鐘」と哀悼し



故イ・マンスさんの告別式で涙を流す同僚

た。

イ民主労総ソウル本部長職務代行は「全泰壹烈士が焼身した1970年と、マンションの警備員が焼身した2014年。労働者の姿はいぜんとして同じだ」。「900万人を越える非正規労働者の平均賃金は月145万ウォンに過ぎないのに、持てる者の姿は中世封建時代の領主と同じだ」と批判した。

一方、前日に行われたソウル一般労組新現代マンション分会とマンション管理業者の間の交渉は決裂した。2014年11月12日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■「私はまだ生きている」サムソン電子製品修理技士の叫び

サムスン半導体の再生不良性貧血と脳腫瘍、業務上災害に認定

2014年8月21日に、サムソン半導体の生産工場で白血病を発病した労働者に対して業務上災害を認めたソウル高等法院の判決に続き、11月7日、ソウル行政法院も、同じく半導体工場働いて再生不良性貧血と脳腫瘍の診断を受けた労働者2人に対して、業務上災害に該当するという判決を行った。

サムソン電子は、昨年36兆ウォンの営業利益を出した。最近続けて裁判所の業務上災害という判断が続き、イ会長の病苦も重くなって、パノリムとの協議を始めたが、電子産業の底辺で職業病に罹った多くの労働者への補償も、キチンとした再発防止対策も出せていない。

製造工程だけでなく修理工場でも重症疾患が発病

今までに半導体とLCD部門で職業病の申告が出されたのは160件余りだ。そのうち死亡者だけで70人余りに達する。そこにサ

ムソン電子サービスセンターで働く修理技士が2013年に労組を結成し、事業場の内部の産業災害の実状が現れ始めた。サムソン電子の製品を生産する労働者だけでなく、その製品を分解・洗浄・修理するアフターサービス(AS)工程の労働者も、やはり類似の重症疾患を病んでいるという事実が明らかになった。

外見は下請け構造で、低賃金と雇用不安に苦しむAS労働者は、仕事に火傷や骨折、墜落事故に遭っても労災を申請できなかった。このような状況だから、各種の有機溶剤に曝露しながら数十年間働いても、重症疾患に罹れば業務上災害の補償を受けるところか、直ちに職場から追い出される身分だった。

2014年10月に労災申請したLさんも、サムソン電子サービスの東大田センターで20年近く、換気装置もない狭苦しい作業場で、一日14時間、サムソン電子の製品を修理するためにハンダ付け作業をし、シンナーなどの有機溶剤を使ってルーゲリック病という希少疾患に罹った。

筋萎縮性側索硬化症(ALS)という病名を持つルーゲリック病は、感覚神経には触らず、大脳と脊髄の運動神経だけが選択的に破壊される進行性の疾患だ。一旦発病すれば効果的な治療方法がない。運動神経系の退行が持続的に進行し、患者の50%が発病後3～4年で呼吸不全で亡くなる。Lさんは2012年2月に脚から力が抜けてしばしば倒れ、階段を上がるのが難しくなり、腰椎の異常と思って診察を受けてルーゲリック病の確定診断を受けた。

もう一つの家族のためにサムソンがしなければならないこと

サムソン電子サービスは今年のサービス品質評価で、家電AS部門4年連続1位、携

帯電話AS部門3年連続1位に選ばれた。Lさんを始めとするAS労働者の長時間・高強度労働の成果だ。

全国のサムソン電子サービスセンターの労働者は、サムソン電子のユニホームを着て仕事をする。利潤追求に目が眩んだサムソン電子が製品のサービスを外注化し、AS労働者の安全管理を「わしゃ知らん」とした結果が現れ始めたのだ。

Lさんが労災申請をし、サムソン電子サービスセンターでの劣悪な作業環境が世間に知らされると、すぐに職業病の情報提供が続いた。サムソン電子サービス東大田センターでは、今年だけで2人の労働者が脳出血で倒れた。他のセンターでも白血病を発病し、ルプスという希少疾患と白斑症、あるいは脚が腐っていく血管性疾患に苦しめられているという事実が次々と明らかになった。

間接雇用という不安と日々の実績管理の陰で、20年余りの職場生活の間にキッチンと有給休暇を使うこともなく働いたLさんが目を開いた。再びこのようなことが繰り返されないようにして欲しいと。もし自身と同じことを体験することになるかもしれない同僚に、もう少しの勇気を出せと。サムソンが何をしたのか話せと。私はまだ生きているのだから。2014年11月11日 パク・ジュヨン 公認労務士(金属労組・法律院)

(翻訳: 中村 猛)



前線から

脊髄損傷者の諸問題について 学習会を開催

福岡

9月2日、福岡県総合福祉センターで脊髄損傷者の学習会が開かれた。

当センターでは昨年度、脊髄損傷者による当事者団体「全国脊髄損傷者連合会（以下、脊損者連合会）」を通して木村互さんの労災遺族請求（本誌2013年5月号参照）の相談が寄せられたことから、関わる機会に恵まれた。特に福岡県脊髄損傷者連合会の織田晋平さんが、脊損者の労災問題に詳しいということで、いろいろ教えていただいた。その過程で脊髄損傷者の死亡について、木村さんのケースのように労災遺族請求が不支給となることが少なからずあるということを知り、センターとしても取り組みを強化する必要性を感じた。そんな中、全国労働安全衛生センター連絡会議が呼びかけ、脊椎損傷者問題に理解を深めるため、今回の学習会を開催すること

となったのだ。

織田晋平さんに講師をお願いし、織田さんの地元の福岡で開催した。全国センター関係で各地から約10人、脊損者連合会の福岡、大分、熊本、佐賀からも10人、計20人ほどの参加者があった。

やはり、大きな問題の一つは労災の脊損患者が亡くなったとき、病名によって遺族年金が不支給となるケースが多くあるということだった。脊髄損傷については厚生労働省は1993年10月28日に「せき髄

損傷に併発した疾病の取り扱いについて」（基発616号）という通達を出しており、脊髄損傷と因果関係が認められるものとして25の併発疾病を定めている。その中に含まれている肺炎や明らかに敗血症が疑われるケースでも、不支給とされた事例があった。脊髄損傷の場合、労災で療養しても最近は医学の進歩もあり一定の治療後、治癒とされ障害年金に移行する方が多い。するとその後に症状の悪化でおこった褥瘡や尿路感染症などの併発疾病を、労災に請求していない場合が多い。一度固定としたものを、再度労災に療養補償や休業補償を請求しなければならず、多くの方が手続きを怠ってしまう。すると死亡するまでにおこった多



くの併発疾病が労災で処理されずにきたため、病状の経緯が死亡と関係があっても労災で全く把握されないこととなり、その上、死亡時につけられた病名が併発疾病のリストになれば、見過ごされることになってしまう。織田さんは、脊損の場合、障害年金ではなく、傷病補償年金に移行するこ

とが望ましいと言う。また患者や家族には、常に傷病の記録をつけておくよう呼びかけている。

脊損者連合会の中では労災問題への取り組みの強化や、脊損者のメンタルケアの問題などが今後の課題だ。ほかの支部の方からも事例報告をしてもらい、有意義な会だった。

規制状況について資料を作成、議論が行われた。

概ねの方向としては、緊急時の被ばく限度の目安としては、現行の100mSvを3.11で経験した250mSvに引き上げることの妥当性、緊急作業に従事するものについての特別の教育の必要性と、同意の取り付けといったところが確認された。

この日は結論に至る議論とするものではないとしつつも、250mSvへの引き上げて行う緊急作業についての同意は、特別の教育と雇用契約における就業意志で足るような前提で話が進められたといえよう。ただ、救命活動に限っては、「他の便益が緊急作業者のリスクより明らかに上回る時」に無制限とする除外規定については触れられることはなかった。

事務局は今後、さらに具体的な規制案をたたき台としてまとめ、継続して検討されることとなる。実際には原子炉等規制法や労働安全衛生法上の省令改正で規制が創設されることとなるが、今後の注目が必要となる。詳細については次号で。

急ピッチの緊急作業時被ばく規制検討

原子力規制委員会が100を250に？

緊急作業時の放射線被ばく規制について、原子力規制庁の動きが活発になっている。

本誌でもたびたび取り上げてきたが、我が国の緊急作業時の被ばく規制については、もともと未整備な状況にあるところに2011年3月11日の福島第一原発の事故が発生し、当時の政府は、ほとんど議論もないまま従前からの限度であった年あたり100mSvを250mSvに引き上げるといふ措置を取った。その後同年12月16日をもってこの特別の措置は廃止された

が、実際に起こりうる緊急作業時の被ばく規制をどうするかという点について何ら対応がとられない状態が続いていた。

今年7月30日の原子力規制委員会で、田中委員長が初めて検討を提案、11月17日には放射線障害防止の技術的基準について検討を行う放射線審議会を開いて検討を開始し、その議論を背景に12月10日の規制委員会の議題として取り上げた。

10日の規制委員会では、規制庁の事務局が論点を整理し、諸外国（6か国）の

10月の新聞記事から

10/1 化学メーカー「ユーエムジー・エービーエス」宇部工場でアスベストを吸い肺がんを発症したとして、元社員の久保啓二さん同社に損害賠償を求めた訴訟で、同社が1900万円を支払うことで和解した。広島地裁、8月に合意。久保さんは1967年から同工場で機器の保守や管理を担当、2008年11月に肺がんを切除、09年7月に労災認定を受けた。

10/3 京都医療労働組合連合会は、医療関係者へのアンケートで、京都府内で働く看護職員の16.4%がアスベストを使う作業を経験していたと発表した。回答した看護職員391人のうち、64人が石綿を使った作業や、吹きつけ石綿がある環境での作業を経験したと答えた。呼吸器異常を訴えた人も10人おり、18日に電話相談を受け付ける。

10/9 泉南地域のアスベスト加工工場の元労働者らが起こした集団訴訟の原告審判決で、最高裁は石綿による健康被害について国の責任を初めて認めた。第一小法廷は「国が規制をしなかったのは著しく合理性を欠き違法だ」と判断し「健康被害の医学的知見が確立した1958年時点で規制すべきだった」と述べた。裁判官5人全員一致の意見。原告の元労働者や遺族計89人のうち、82人の救済を国に命じた。

10/14 「脳脊髄液減少症」が2012年6月以降、労災として認定され、今年3月までに計33件に上ることが分かった。厚生労働省労災補償部が調べた数字。12年6月にブラッドパッチ療法の保険適用が始まったことから労災に認定されるようになった。

10/16 大阪区検は従業員と元従業員計17人が胆管がんを発症した印刷会社「サンヨー・シーファイピー」と山村恵唯社長を労働安全衛生法違反（産業医の未選任など）の罪で大阪簡裁に略式起訴した。

10/17 肥後銀行の元行員の男性が一昨年に自殺したのは、長時間労働によるうつ病が原因として、遺族が銀行に損害賠償を求めた訴訟の判決が熊本地裁であった。裁判長は長時間労働と自殺の因果関係を認め、銀行に計約1億2890万円の支払いを命じた。2012年7月以降、社内システム更改業務の責任者として、月に100時間を超える時間外労働を強いられた。同年10月18日自殺。直前1カ月間では209時間超。

10/22 「胆管がん被害者の会」と「サンヨー・シーファイピー」は、それぞれ記者会見し示談の内容を明らかにした。（9頁記事参照）また同社と山村前社長は労働安全衛生法違反の罪で大阪簡裁からそれぞれ罰金50万円の略式命令を受け、全額納付した。

10/23 妊娠によって不当に降格させられたとして、女性が職場を訴えた訴訟の原告審判決で、最高裁第一小法廷は、「明確な同意」や特段の事情がない限り、妊娠を理由にした降格は男女雇用機会均等法が禁じる不利益処分にあたり違法だ、とする初判断を示した。女性の敗訴とした二審判決を破棄し、審理を広島高裁に差し戻した。裁判官5人全員一致の意見。

「ニチアス」王寺工場で業務中にアスベストを吸い健康被害を受けた元従業員3人が同社に損害賠償を求めた訴訟で、奈良地裁3人の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側は控訴する。裁判長はニチアスが石綿被害を予想できた時期について、「58年ごろには見えてきた」と認定。直前の56～58年に働いていた2人の請求を退け、80年まで約10年働いた1人にはニチアスの過失を認めたと、「呼吸機能の低下は喫煙で生じた可能性がある」として健康被害を認めなかった。

シロアリ駆除などの「雨宮」の営業所長だった豊橋市の男性が過労死したのは会社の責任として、遺族が同社に損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁豊橋支部に起こした。男性は2012年11月、大動脈解離で死亡。豊橋労働基準監督署は今年4月、発症前月に101時間30分の残業で労災認定。

10/27 1987年や2005年文部科学省などの指示に基づき、全国の学校や幼稚園の建物で発がん物質のアスベストの有無を調査した後も、少なくとも65校園で見逃されていたことがNPO東京労働安全衛生センターの調べで分かった。08年以降、報道されたケースを集計。

同姓の社員がいることを理由に偽名での勤務を強要され、不当に退職させられたとして、岡山県内の男性がサプリメント製造・販売会社（東京）を相手取り、慰謝料などを求めた訴訟で岡山地裁で和解が成立した。解決金550万円で合意した。男性は2文字の上1文字を変えた偽名で働くよう指示され、本名で働けない環境に追い込まれ、5月14日付で退職させられたと主張していた。

10/29 昭和50年代ごろまで堺市内にあったアスベストを入れた麻袋の再生工場周辺の住民が中皮腫で死亡している問題で、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は堺市役所で会見し、新たに堺市の元事務職の男性が腹膜中皮腫で死亡していたことを公表した。同市内で被害者は3人目。

11月の新聞記事から

11/1 過労死等防止対策推進法が1日から施行されるのに合わせ、厚生労働省は今月を「過重労働解消キャンペーン期間」と位置付け、1日には電話相談を全国10労働局で実施。

11/4 飲食チェーン店「ステーキのくいしんぼ」店長だった男性(24)の自殺はパワハラと長時間労働が原因として、両親が経営会社や当時の上司に賠償を求めた訴訟の判決で東京地裁は、約5800万円の支払いを命じた。自殺前の7カ月で休みは2日。労働時間も月平均約370時間。上司の日常的な暴言や暴行、休日の仕事への呼び出し、客のクレームで負担したクリーニング代の肩代わりなど。男性は19年に入社、21年に都内店舗の店長になり、22年11月に自殺。渋谷労働基準監督署が24年に自殺を労災認定した。

11/6 「アミティー」の英会話学校講師だった女性(22)が2011年に自殺したのは、長時間の「持ち帰り残業」が要因だったとして、金沢労働基準監督署が今年5月に労災認定をしていた。女性は11年に入り金沢市の学校で勤務、同年6月に自殺した。入社後約2カ月間で自宅で作成した教材のカード2000枚以上に着目、担当者は作成に1枚につき29秒～9分26秒かかった。これをもとに持ち帰り残業時間を月82時間と推定し、学校での残業を含めると111時間を超え、長時間労働でうつ病を発症したとして労災認定した。

11/7 福島第一原発の敷地内で階段の建設工事現場から鋼材が落下し、近くで汚染水タンクの増設工事をしていた協力企業の男性作業員3人に当たり、1人が脊髄損傷で重傷、40代の2人が両足首骨折など。

建設現場でアスベストを吸って肺がんなどの健康被害を受けたとして、福岡、長崎、大分、熊本県の元労働者と遺族ら計51人が、国と建材メーカー42社に損害賠償を求めた「九州建設アスベスト訴訟」の判決が福岡地裁であった。裁判長は「国が防じんマスクの着用を義務付けなかったのは違法」として、国に原告36人に計約1億3688万円を支払うよう命じ、メーカー側への請求は棄却した。

11/11 神戸港で船便業務をした神戸中央郵便局の元男性職員が中皮腫で死亡し、公務災害に認定されていた。1970～80年代にかけて神戸港にはアスベストが大量に輸入されていた。61年に神戸港郵便局に入局。入港した船舶で外国郵便の受け取りや、積み込み作業をしていた。2011年4月に中皮腫と診断され同12月、70歳で死亡した。

国が直轄で実施した福島県田村市での除染

で、労働安全衛生法で請負業者側に実施が義務付けられている作業員の健康診断の書類が偽造された疑いがあるとして、環境省が調査に乗り出した。厚生労働省も同法違反の疑いがあるとして調査している。元請けの鹿島は下請け作業員約2300人について内部調査を開始。うち75人について健診の実施を確認できず、偽造の疑いがあるという。

11/12 職場でアスベストを吸引し肺がんになった神奈川県座間市の男性が「発症初期をがんと認めないのは不当」と労災不認定への不服を申し立てたところ、審査の結果、病院での見逃しが認定された。病院でCTの画像の扱いに不備があったとして、不認定処分が取り消された。決定は今年2月13日付。

11/13 福島県警捜査2課の40代半ばの男性警部補が自殺していた。同課では4月に課員2人が命を絶っており今年3人目。捜査2課では10月に捜査費約5万円がなくなり福島署へ被害届を出し県警が捜査している。遺書には、家族宛てに「泥棒はしていない。これだけは信じてください」とあった。

11/20 兵庫県明石市の金属加工会社に勤務していた男性が有機溶剤のトリクロロエチレンで「腸管囊腫様気腫症」を発症したとして、10月に加古川労働基準監督署から労災認定を受けていた。この溶剤による同疾患の認定は全国2例目。男性は2011年2月～14年6月、トリクロロエチレンの溶液や蒸気で給湯器内の銅管を洗浄する作業を担当し、退職後の今年6月30日に労災申請、10月14日付で労災認定された。

11/26 足利市立西中3年石井誠人さん(14)が2012年に群馬県桐生市の工事現場で死亡した事故で、両親がアルバイト先の解体会社など4社に損害賠償を求めた訴訟は宇都宮地裁で和解が成立。4社が計約6000万円を両親に支払う。石井さんは12年8月6日、桐生市立黒保根中の体育館の改修工事現場で、崩れた壁の下敷きになり死亡した。

11/28 福井市の消防機器販売会社「暁産業」で勤務していた少年(19)が自殺したのは上司からのパワハラが原因として、父親が同社と上司2人に損害賠償を求めた訴訟の判決が福井地裁であった。裁判官は「自殺との因果関係が認められる」として直属の上司1人と同社に7261万円の支払いを命じた。少年は高校卒業後の2010年4月に入社。上司から人格を否定する発言を繰り返されてうつ病を発症し、同12月自宅で自殺した。

2014年冬期カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、ますますご活躍のことと存じます。

私ども関西労働者安全センターに対し、常日頃より多大なるご支援、ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

印刷業において胆管がんが多発した問題では、10月にこの発端となったSANYO-CYP社と山村直恵社長に対して、大阪区検察庁は労働安全衛生法違反（産業医未選任、衛生管理者未選任、衛生委員会未設置）で大阪簡易裁判所に略式起訴し、同社と社長は各罰金50万円を支払いました。通常形式犯である違反にもかかわらず、結果の重大さを受け、略式起訴とはいえ、最大限の処罰が下されることになりました。また、「SANYO-CYP胆管がん被害者の会」と同社との交渉においても、合意書が締結され、被害者・遺族への補償に加えて、今後も新たな被害者があれば公表することや事件の解明に貢献した熊谷信二産業医科大学教授の調査・研究に対し協力することなどが取り決められました。6月には労働安全衛生法が改正され、化学物質管理の見直しがありましたが、まだまだ不十分であり、再発防止策を厚生労働省に求めています。

はつり労働者がゼネコンに損害賠償を求めたはつりじん肺集団訴訟は、原告らの証人尋問が続いています。機関誌でも随時予定をお知らせしていますので、ぜひとも大阪地裁に足を運んで、傍聴支援をよろしく願いいたします。

11月1日に過労死防止対策推進法が施行され、今後、過労死の防止対策に国や自治体が行き届くことが責務とされました。過労死防止大阪センターの設立も予定されており、当センターも協力していく予定です。過労疾患に加え、いじめやパワハラによるメンタル不調の相談も多く、労働組合や地域ユニオン、いじめメンタルヘルス労働者支援センターなどと協力して取り組んでいます。

今年設立10周年を迎えた中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、東北、長野、新潟、青森など相談会を開催して新たな支部の設立につなげており、センターでも相談対応に協力し、問題解決に当たっています。その中で、堺市の麻袋再生業での被害者の掘り起こしや新たな環境曝露の発見へとつながってきました。

ニチアスを相手取った全造船・ニチアス関連企業退職者分会による岐阜、奈良での損害賠償裁判にも取り組んでいます。

そのほか、頸肩腕障害、指曲がり症、ANCA関連血管炎、超硬合金肺など取り組み中の課題において、医師、専門家、関係労組などとの連携のもと、一層前進を図る所存です。

そのためにも、誠に恐縮ではありますが、皆様にカンパへのご協力をお願い申し上げます。今後の活動のさらなる推進のため、よろしく願いいたします。

2014年12月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功
事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259